

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	35 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	22 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	53 件
国民年金関係	17 件
厚生年金関係	36 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年12月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年12月から51年3月まで
② 昭和51年4月から53年3月まで

私の国民年金保険料は、昭和51年10月に結婚するまでの間は、両親のどちらかが、当時住んでいたA県B市役所で納付してくれていたと思う。

私は、結婚に伴い、昭和51年10月ごろにC市に転居したので、その後の保険料は、自身でC市役所において保険料を納付するようになったと思う。

ただし、昭和52年4月ごろから同年9月ごろまでの期間は、入退院を繰り返しており、退院するたびにC市役所で保険料を納付していたと思う。

申立期間①及び②について、納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年10月から51年9月まで（申立期間①及び②のうち、昭和51年4月から同年9月まで）の期間に係る3か月ごとのB市の国民年金保険料領収証書4枚を所持しており、それぞれB市収入役の領収印が押されていることが確認できる。

このうち、国民年金の未加入期間と記録されている昭和50年12月から51年3月までの期間について、申立人に係る特殊台帳を見ると、資格記録欄には、49年2月1日に資格を喪失、51年4月1日に資格を再取得と記載されている上、当初、昭和50年度の保険料が現年度納付されたと記載されているものの、その納付月数欄が斜線で消除されていることが確認できる。この資格の取得及び喪失について、申立人は、厚生年金保険被保険者期間であった昭和50年11月に退職して以降は働いていなかったと記憶しており、本来、申立期間①は強制加入期間であったものと考えられるが、直前の厚生年金保険被保険者期間と

同時に未加入と訂正されている。これらのことから、申立期間①について、申立人側からの誤った申告により行政機関が誤ったものとは考えられず、行政機関の事務処理に何らかの誤りがあったことが推認される上、当時の還付整理簿等は無く、特殊台帳に申立期間①の保険料が還付されたことをうかがわせる事蹟^{じせき}は見当たらない。

また、申立人が所持している申立期間②のうち、昭和51年4月から同年9月までの保険料の領収証書については、申立人が、その両親が納付してくれていたとするB市において納付されており、申立人の陳述と符合している。

一方、申立期間②のうち、昭和51年10月から53年3月までの期間について、申立人は、51年10月ごろに結婚してC市に転居して以降の保険料は、自身で市役所において納付したと申し立てている。

しかし、申立人に係る特殊台帳を見ると、住所変更欄に、変更後住所「C市D町（居住せず）」、変更年月日「昭和51年9月30日」、旧管轄事務所「E」、移管年月日「52.1.5」と記載され、その下欄に、同住所、同変更年月日として、移管年月日「52.9.12」と記載されていることが確認できる。この2段の記載について、社会保険事務所（当時）では、昭和51年9月ごろに申立人の住所変更があり、職権で旧住所地のB市を管轄するE社会保険事務所（当時）から新住所地のC市を管轄するF社会保険事務所（当時）へ当該被保険者名簿が送付され、同社会保険事務所からC市へ被保険者情報が進達されたものの、申立人の住所、氏名等が不明であり、52年1月に元の住所地を管轄するE社会保険事務所へ当該名簿が返送され、転居先の住所、氏名などの再調査を行っていたところ、申立人の結婚後の新氏名及び住所が確認できたため、同年9月ごろにF社会保険事務所へ当該名簿が再度送付されたものと考えられるとしている。

これらのことから、旧住所地のB市では、昭和51年9月ごろに被保険者情報は転居済みとされていることが推認され、同年10月以降の保険料について、同市から納付書は送付されず、申立人の両親が保険料を納付することはできなかったと考えるのが自然である。

また、申立人の国民年金被保険者情報がC市役所へ進達された時期は、昭和52年9月ごろ以降であったものと推認され、51年10月から52年3月までの保険料は現年度納付できない上、同年4月から同年9月までの間、入退院の度に保険料を納付していたとする申立人の陳述と符合しない。

さらに、申立人が、申立期間②のうち、昭和51年10月から53年3月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに同期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年12月から51年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から47年3月まで

私は、会社を退社した昭和40年1月ごろに国民年金に加入し、それ以降の国民年金保険料を納付していた。

申立期間の保険料も、毎月、当時住んでいたA市の自宅に来る集金人に自身で保険料を納付していた。

申立期間の保険料が未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年1月に国民年金被保険者資格を取得して以降、申立期間を除き、国民年金加入期間中に未納は無く、申立人に係る特殊台帳を見ると、住所変更及び種別変更などの手続は、おおむね適切に行われていたことが確認できる。

また、申立期間は9か月と短期間であるとともに、申立期間の前後の保険料は納付済みである上、申立期間直後の昭和47年4月から56年7月までの保険料を現年度納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間前後の期間に住所変更など生活状況に大きな変化は無かったとしていることから、納付意識の高い申立人が申立期間のみ納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年12月までの期間及び58年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から同年12月まで
② 昭和58年1月から同年3月まで

私は、結婚後自分で国民年金保険料を納付していたが、夫が会社を退職した後の昭和46年4月以降、A市の自宅兼店舗に来ていた取引銀行の銀行員に夫が夫婦二人分の保険料を納付しており、申立期間①及び②の保険料も同様に納付していた。

夫が、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたのに、昭和49年4月から同年12月までの夫の保険料は納付済みと記録されているのに、私だけが未納と記録されており納付できない。

また、昭和58年1月から同年3月までの夫婦二人分の領収証書を所持しているにもかかわらず、未納と記録されている。

申立期間①及び②の保険料について、納付済みとして認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②を除き国民年金加入以降の期間に国民年金保険料の未納は無い。

申立期間①について、申立期間は、9か月と比較的短期間である。

また、申立人夫婦は、申立期間①当時の夫婦二人分の保険料を夫が夫婦一緒に納付していたとしているところ、申立期間①直後の昭和50年1月から同年3月までの保険料は、同年1月17日付けで夫婦同一日に納付されているなど、その前後の期間の保険料がおおむね夫婦同一日に納付されていることが申立人の所持する領収証書から確認できるところ、申立人の夫は49年7月に申立期間①の保険料を納付しており、当時、申立人の保険料も同時に納付されたも

のと考えるのが自然である。

申立期間②について、その前後の期間の国民年金保険料は申立人及びその夫共に納付済みである上、3か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間②に係る昭和58年5月10日付けの金融機関の領収日付印が押された領収証書を所持しているところ、年度経過後に誤って収納された現年度保険料は、市町村から社会保険事務所（当時）へ進達され、過誤納として充当又は還付の処理が行われるところ、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳にそのような事跡は無く、当時、何らかの事務処理の誤りがあったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から48年3月まで
② 昭和58年1月から同年3月まで

私は、会社を退職する際、同僚から国民年金に加入するよう助言を受け、退職後の昭和46年3月ごろにA市役所で国民年金の加入手続を行った。

私は、国民年金加入後の昭和46年4月以降、A市の自宅兼店舗に来ていた取引銀行の銀行員に、納付書に夫婦二人分の国民年金保険料を添えて納付しており、申立期間①及び②の保険料も同様に納付していた。

私が国民年金に加入して以降、私が夫婦二人分の保険料を一緒に銀行員に納付してきたのに、昭和46年4月から48年3月までの間、妻の保険料は納付済みと記録されているのに、私だけが未納と記録されており納付できない。

また、昭和58年1月から同年3月までの夫婦二人分の領収証書を所持しているにもかかわらず、未納と記録されている。

申立期間①及び②について納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、その前後の期間の国民年金保険料は申立人及びその妻共に納付済みである上、3か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間②に係る昭和58年5月10日付けの金融機関の領収日付印が押された領収証書を所持しているところ、年度経過後に誤って収納された現年度保険料は、市町村から社会保険事務所（当時）へ進達され、過誤納として充当又は還付の処理が行われるところ、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳にそのような事跡は無く、当時、何らかの事務処理の誤りがあったものと考えられる。

一方、申立期間①について、申立人は、会社を退職後の昭和46年3月ごろに国民年金に加入し、同年4月以降の夫婦二人分の保険料は、自身で自宅に来る銀行員に納付してきたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の手帳記号番号で払い出された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和49年2月ごろにA市で払い出されたことが推認されるどころ、この手帳記号番号を使用して、申立期間の保険料を現年度納付することができず、一部期間の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、申立人が一緒に夫婦二人分の保険料を納付したとする申立人の妻の申立期間①の保険料は申立人の国民年金手帳記号番号が払い出される前に納付されているところ、このうち、昭和47年度の保険料は昭和48年10月に郵便局から過年度納付していることが申立人の妻が所持する納付書・領収証書により確認できるなど、申立期間①について、夫婦同一日に保険料を納付していたとする申立人夫婦の陳述と符合しない。

さらに、申立人に係る氏名別読みによる検索及び申立期間当時に申立人が居住していたとするA市を管轄するC社会保険事務所(当時)が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの期間及び平成5年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年4月から61年3月まで
② 平成5年3月

結婚後、A市に住んでいたが、夫は昭和40年ごろにB市で自営をしていた。

保険料は、当初、同居していた夫の母が集金人に納付していた。その後、いつからか記憶が定かでないが、私が、送られてきた納付書で市役所、銀行又は工場に来ていた銀行員に納付していた。領収書は、後日持って来てくれていた。

申立期間①及び②については、納付していたのに未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、送られてきた納付書を用いて、市役所、銀行又は申立人の夫が経営していた店へ来ていた銀行員に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の保険料納付状況を見ると、オンライン記録から、制度が発足した昭和36年4月から60歳で資格が喪失する平成6年*月までの保険料を申立期間①及び②を除きすべて納付していることが確認でき、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、オンライン記録から保険料の納付日が確認できる平成2年4月以降の納付日を見ると、申立期間②を除き、ほぼ各月の25日から29日までの間に納付されており、申立期間②当時は、銀行員が定期的に集金に来ていたものと考えられ、申立人の陳述する納付方法と符合する。

さらに、申立期間①は12か月、申立期間②は1か月といずれも短期間であるとともに、その前後の保険料はいずれも納付済みであり、納付意識の高い申立人が申立期間①及び②の保険料を納付しなかったとみるのは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年2月から51年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年2月から51年1月まで
実家の母が加入しており、実姉にも勧められたので、昭和50年2月ごろに自宅へ集金人に来てもらって自分で国民年金の加入手続をした。
申立期間の保険料については、はっきりとは覚えていないが、何か月かごとに集金人に納めていたような記憶がある。保険料月額は1,000円余りだったような気がする。
私の年金手帳に初めて被保険者となった日が昭和50年2月10日と書かれている上、専業主婦だった私が、集金人が来た時にずっと不在であったり、未納のまま放置しておいたとも考えられず、最初の1年間で未加入で未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、任意加入期間122か月を含む、国民年金加入期間343か月の国民年金保険料を納付済みであり、納付意識の高さがうかがえる。

そこで、申立人の資格記録を見ると、当初、申立期間が加入期間となる昭和50年2月10日付け任意加入とされていたものが、平成21年6月に昭和51年2月10日へと訂正処理がなされていることが特殊台帳及びオンライン記録から確認できる。一方、市では、加入当初から同年2月10日付け任意加入として認識していたことが市の被保険者名簿から確認できるのに対し、申立人が所持する年金手帳には社会保険庁(当時)と同様、50年2月10日の資格取得日が記載されており、行政側の記録管理に不手際があった形跡がうかがえる。

また、特殊台帳を見ると、昭和50年1月の欄に「ここまで納不要」の押印が認められ、社会保険事務所(当時)は、申立期間を加入期間として認識していたことが確認できる。この場合、申立期間については、催告がなされたものと

推定できる。

これらの点を踏まえ、申立人の保険料の納付意識の高さに鑑^{かんが}みると、当該催告を看過するとは考え難く、申立期間については、保険料を過年度納付がなされていたと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和38年4月から40年3月まで

昭和38年3月の結婚後、母親から、現在まで国民年金保険料を納付しているので継続して納付するように言われ、国民年金手帳を渡された。その国民年金手帳には検認の丸い判がいくつも押してあったのを鮮明に覚えている。一緒に住んでいた妹についても、両親が保険料を納付していたと思う。

また、私の結婚後については、A市役所で入籍と年金の手続を済ませ、2年間のA市在住期間は保険料を納付してきた。納付の意思があるから任意加入したのであり、意思が無ければ任意加入しない。

その後の405か月にわたる納付状況からみても、これらの申立期間は完全な記録の欠落であり、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①については両親が申立人の国民年金保険料を納付してきたし、結婚後の申立期間②についてはA市で自身が保険料を納付してきたと申し立てている。

そこで、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和36年3月10日に、両親と連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、両親が申立人の加入手続を行ったとする申立人の陳述と符合する。

また、申立人及びその夫は、両親から国民年金手帳を渡された時、継続して保険料を納めるようにとの母親の言葉を覚えている上、国民年金手帳の表紙はえび茶色で、中には丸い検認印がいくつも押されていたことを鮮明に覚えていると具体的に陳述しており、その信ぴょう性は高いと考えられる。

さらに、婚姻（昭和42年3月）するまで両親と一緒に住んでいた申立人の妹の納付記録を見ると、昭和37年4月に国民年金に強制加入してから婚姻直後の42年9月まで保険料をすべて現年度納付していることがオンライン記録から確認でき、申立人同様、両親と一緒に住んでいた婚姻までの間は両親が妹の保険料を納付していたとの申立人の陳述と符合する。

加えて、申立人の保険料を納付してきたとする両親の納付記録を見ると、両親共に申立期間を含む昭和36年4月から60歳に達するまでの保険料を完納していることが確認できることから、納付意識の高い両親が、同時に加入手続を行った申立人の保険料を、一緒に納付したと考えても不自然ではない。

次に、申立期間②について、申立人は、婚姻と同時にB市C町に転入していることが申立人の戸籍の附票から確認できるものの、申立人がこの間の保険料を納付したとするA市に転入した記録は確認できない。この場合、申立人はA市に居住したものの、市への届け出が行われなかったものと推定できる。この点については、A市において国民年金に係る住所変更手続を行った場合に存在すべき同市の被保険者名簿が不存在である状況と一致しており、A市で保険料を納付したとは考え難い。

また、B市の被保険者カードを見ると、市は、昭和41年2月14日付けで申立人のB市D町への転入届けを受理していることが確認できることから、申立人は、この時点でB市D町において国民年金に係る住所変更手続を行ったものと推定できる。このことは、附票にあるB市C町での納付記録が存在しないことに一致するほか、加入手続年度である昭和40年度から保険料が納付されている記録とも一致する。

さらに、申立人及びその夫は昭和54年6月26日にE市へ転出していることが住民票から確認できる。一方、B市の被保険者名簿を見ると、備考欄に事由「E市」、進達年月日「54.7.1」の記載が確認できるとともに、資格取得欄には「35.10.1、強」の記載しか確認できないことから、市は、進達時点では申立人の種別を強制のまま認識していたものと推察される。また、特殊台帳の取得年月日欄には、「38年3月15日、任意」の進達が同年7月になされていることが確認できることから、行政側は、申立人及びその夫のE市への転居に際して、初めて38年3月の種別変更を把握したものと推定でき、38年3月にA市で任意加入手続を行ったとする申立人の陳述とは符合しない。

加えて、申立期間②につき、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、旧姓を含めた別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）において国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対し別の手帳記号番号の存在はうかがえず、ほかに申立期間②の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から同年3月まで

昭和45年7月に夫が会社を退職後、私が国民健康保険と一緒に夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきたのに、途中の申立期間の保険料だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳の印紙検認記録欄を見ると、申立期間に検認印が認められないことから、申立人がこの国民年金手帳によって、申立期間の保険料を現年度納付していたものとは考え難い。

しかしながら、申立人の特殊台帳を見ると、当初未納期間であった申立期間前の昭和46年3月及び申立期間後の49年1月から同年3月までの期間の保険料を過年度納付していることが確認できるほか、申立人は、その夫が会社を退職した45年7月に国民年金被保険者の資格を取得して以降60歳期間満了までの約34年間にわたり、申立期間を除き保険料の未納が無いことから、納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間は3か月と短期間である上、前後の期間は保険料を納付済みであることなどを踏まえると、納付意識の高い申立人が、申立期間の保険料を過年度納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から41年3月まで

私は、時期はよく覚えていないが、A市B区に居住していたころ、回覧板で国民年金に加入しなければならないことを知ったので、私が夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。

それ以降、昭和47年9月に家業の事業所が厚生年金保険の適用事業所となり、夫婦共に厚生年金保険の被保険者となるまで、私が夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきたのに、申立期間が夫だけ納付済みであり、私が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫に係る国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、昭和41年度の適用特別対策により夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、このころに夫婦一緒に国民年金の加入手続が行われたものと推定される。この時点において、申立期間の保険料は、時効にかかわらず納付が可能であった過年度保険料である上、申立人が一緒に夫婦二人分の保険料を納付してきたとする夫は保険料を納付済みである。

また、申立人及びその夫は、申立期間直後の昭和41年4月から厚生年金保険の被保険者となる直前の47年8月までの保険料を完納している上、申立期間は1年と短期間であり、夫婦の加入手続当時において、夫のみが申立期間の保険料をさかのぼって過年度納付しなければならない特段の事情も見当たらないことなどを踏まえると、申立人が、申立期間の保険料を夫と一緒に過年度納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から同年12月まで

私は、昭和51年8月ごろ、当時、既に国民年金に加入していた友人に勧められたので、区役所の1階奥の方にあった保険年金課窓口で加入手続きを行い、その場で2か月の保険料を納付した。

その時を含め、区役所の窓口で、2回保険料を納めた後、3回目は郵便局で納めた記憶がある。

その後、昭和52年4月以降の保険料を納めに行った時、区役所窓口で担当者から、「将来年金を受け取れない可能性もある」と言われたため、納付しないようになり、53年1月に資格の喪失の手続を行った。

申立期間の保険料が未納と記録されているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年8月ごろ、区役所窓口で国民年金の加入手続きを行った際、2か月の国民年金保険料を納付し、申立期間の保険料については、後日、再び窓口で納付したと申し立てている。

そこで、オンライン記録等を見ると、申立人は、昭和51年8月17日付けで、国民年金任意加入被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することは可能である。

また、申立期間は3か月と短期間である上、その前後の期間の国民年金保険料については現年度納付している。

さらに、納付の意思を持って任意加入手続きを行い、その場で2か月の国民年金保険料を納付した申立人が、加入手続き直後の申立期間の保険料を納付しないまま、その後の3か月の保険料を納付したと考えるのは不自然である。

加えて、申立期間当時における生活状況に特段の変化は無く、夫の仕事も順調であったと認められる申立人が、申立期間の国民年金保険料を未納のまま放置したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで

国民年金の加入については、昭和47年ごろ、夫が会社で主婦でも任意加入できることを聞いてきたので、翌日、自分自身でA区役所に出向いて任意加入手続をした。

申立期間の保険料については、送付されてきた納付書を持って、定期的にA区役所の窓口できちんと納付してきたので、未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人は、昭和47年9月11日付けで、国民年金任意加入被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することは可能である。

また、申立人は、国民年金保険料の納付を開始した昭和47年9月以降、平成7年*月の60歳到達時までの期間について、申立期間を除き、すべて保険料を納付済みであり、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、オンライン記録を見ると、申立期間前後の国民年金保険料は現年度納付していることが確認できる上、申立期間は12か月と短期間である。

加えて、申立期間当時における申立人の生活状況に特段の変化は認められず、納付の意思を持って国民年金に任意加入し、納付意識の高い申立人が、申立期間の国民年金保険料のみ未納のまま放置したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から43年3月まで

時期は定かではないが、結婚してしばらくしたころ、A区役所へ行き、国民年金の加入手続を行い、加入以降の保険料については夫の分と一緒に集金人に納付した。

また、申立期間の保険料の納付については、時期ははっきり覚えていないが、4か月の保険料について、区役所で納付書のようなものをもらったことを覚えている。

それからしばらくの間は納付できずにいたが、昭和43年*月に長女を出産した直後、その納付書を持って近所の郵便局で納付した記憶が確かにある。

納付できる期間の保険料はすべて納付するよう心がけており、申立期間についても、納付時期が少し遅れたと思うが、きっちりと納付したはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、郵便局で過年度納付したはずであると申し立てている。

そこで、国民年金手帳記号番号の払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市A区において、昭和43年5月2日に払い出されており、この手帳記号番号払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することは可能である。

また、オンライン記録を見ると、申立期間以外に未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間は4か月と短期間である上、一緒に夫婦二人分を納付して

いたとする当時の夫の申立期間の国民年金保険料は納付済みとなっている。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、長女を出産した昭和43年*月ごろに、さかのぼって郵便局で納付したことを詳細かつ具体的に記憶しており、一方、申立期間当時、B市においては、納付可能な過年度保険料の納付書を交付していたことも当時の広報資料からうかがえることから、納付可能な保険料はすべて納付していたとする申立人の陳述の信ぴょう性は高いものと認められ、納付意識の高い申立人が、申立期間の保険料のみ未納のまま放置したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までの期間及び46年4月から47年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年1月から40年3月まで
② 昭和46年4月から47年11月まで
③ 昭和48年10月から49年3月まで

昭和38年又は39年当時、勤務先の店の主人から、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については給与から天引きして、自分たち夫婦及びほかの従業員の分とともに集金人に納付してくれていたと聞いている。

また、昭和47年12月からは厚生年金保険の適用事業所に出向していたが、48年10月に元の店に復帰してから49年4月に結婚するまでは、自分自身で国民年金保険料を納付していたはずである。

ただし、国民年金への再加入手続及び結婚後の保険料の納付については、自身で行った記憶は無く、結婚後に妻が行ってくれたと思う。

申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、C市D区において、昭和39年12月1日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間①のうち、同年4月から40年3月までの期間及び申立期間②の国民年金保険料を現年度納付することは可能である。

また、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとする店主夫婦及び当時の同僚2人の国民年金手帳記号番号は、いずれも昭和36年7月1日に4人連番でC市D区において払い出されているところ、これらの者の納付記録を見ると、保険料はすべて同年4月から納付済みとなっており、4人分の加入手続

と保険料の納付を担っていたとする店主は、現年度納付が可能な期間の保険料については、適切に納付していたことが確認できる。

さらに、当時の状況について、同僚Aは「昭和44年又は45年ごろに結婚してからは、自分たち夫婦の分は自身で納付するようになったが、独身当時は店主が従業員の分をすべて納付してくれていた」、また、同僚Bは「はっきりとは覚えていないが、申立人が出向する以前は、独身者の従業員の保険料については、店主がまとめて納付してくれていた」旨を具体的に陳述している。

これらのことから判断すると、納付の意思を持って申立人を含む従業員の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付を担っていた店主が、申立人に係る申立期間①のうち、昭和39年4月から40年3月までの期間及び申立期間②の保険料について、集金人に納付することができるにもかかわらず、これを未納のまま放置していたとは考え難い。

一方、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記のとおり、昭和39年12月1日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時点において、申立期間①のうち、38年1月から39年3月までの国民年金保険料は過年度保険料となり、集金人に納付することはできない。

また、申立期間③について、申立人は、昭和48年10月1日出向先を退職し、元の勤務先に復帰した際、厚生年金保険から国民年金への種別変更手続は行っておらず、49年4月に結婚後、妻が行ったと思うと陳述していることから、当該期間については、当時は国民年金未加入期間であったことから、国民年金保険料の納付書が申立人に届くことはなかったものと推認される上、結婚後における申立人の国民年金保険料の納付を担っていたとする申立人の妻は、さかのぼって保険料を納付したことはないとも陳述している。

さらに、申立期間①のうち、昭和38年1月から39年3月までの期間及び申立期間③の国民年金保険料が納付可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までの期間及び46年4月から47年11月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 1 月 30 日から 36 年 5 月 26 日まで
オンライン記録によれば、A社における厚生年金保険加入期間について、脱退手当金が支給されたことにされている。
脱退手当金の請求を行ったことはなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 11 か月後の昭和 37 年 4 月 13 日に支給決定されており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は変更処理されておらず旧姓のままとなっており、申立人の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 36 年 2 月 * 日に婚姻し改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 2 月 21 日から 35 年 3 月 1 日まで

厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所（当時）に照会申出書を提出したところ、申立期間に係る厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を支給済みとの回答を受けた。

申立期間当時、脱退手当金制度は知らなかったし、そもそも受給したとされるころは、結婚し、A県からB県に転居するなど忙しくしていた時期であり、わざわざ社会保険事務所に行ってまで脱退手当金の手続を行うはずがなく、受給した記憶も無かったので、支給済みとなっている記録にはずっと疑念を持ち続けていた。

脱退手当金を請求した記憶は無く、受け取っていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C社を退職後、間もなく国民年金に加入し、昭和 36 年 4 月以降、未納期間なく 25 年以上にわたり保険料を納付していることから、申立人の年金制度に対する意識が高かったものと考えられ、当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間については、申立期間後の複数の期間についても申立期間と同一の厚生年金保険被保険者記号番号になるよう加入手続がとられていることが確認できる上、申立人は、「脱退手当金支給済みとなっていることに気付いた昭和 63 年当時から疑念を持ち続けていた」としていることを踏まえると、申立人が申立期間の脱退手当金を受給したのとして認識していたとは考え難い。

さらに、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人が記載さ

れているページを含む前後 24 ページに記載されている女性のうち、申立人と同一時期（おおむね 2 年以内）に受給要件を満たし、資格を喪失した 5 人について、脱退手当金支給記録を調査したところ、受給している者は申立人のみである上、申立期間当時、同社の庶務課の人事・厚生担当者は「当時、会社は脱退手当金請求を行っていない」旨陳述していることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和29年4月1日から36年8月1日までの期間、及び37年12月5日から38年8月30日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月1日から36年8月1日まで
② 昭和37年12月5日から38年8月30日まで
③ 昭和38年11月ごろから43年1月4日まで

社会保険庁(当時)から送られてきた「ねんきん特別便」によると、A社に勤務した期間及びB社で勤務した期間のうち、昭和37年12月5日から38年8月30日までの期間が脱退手当金を支給済みとされているが、脱退手当金の請求手続をした覚えも、受け取った覚えも無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい(申立期間①及び②)。

昭和37年12月5日にB社に入社し、38年8月末から約2か月間休職したが、同年11月ごろに復帰し、その後54年3月に退職するまで継続して勤務していた。社会保険事務所(当時)の記録によると、B社に勤務していた期間のうち、復帰直後の38年11月ごろから43年1月4日までの期間が厚生年金保険に未加入とされている。申立期間は、C社D支店のE業務担当に派遣されていた。申立期間においてB社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい(申立期間③)。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る最終事業所の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2年9か月後の昭和41年5月30日に支給決定されており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立期間①及び②に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者

名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は変更処理されておらず旧姓のままとなっており、申立人の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和40年1月*日に婚姻し改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

申立期間③については、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間中の勤務が確認できる同僚の陳述から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間中の早い時期から同社で勤務していたことが推測できる。

一方、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、休職に当たり昭和38年8月30日にいったん被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、休職前と休職後の被保険者資格の再取得時では厚生年金保険被保険者記号番号が異なっており、申立人が、54年3月21日に同社を退職する際に受け取った旨陳述している厚生年金保険被保険者証の「初めて資格を取得した年月日」は、43年1月4日と記載されていることが確認できる（厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、厚生年金保険被保険者証の記号番号の払出日は昭和43年1月18日）。申立人は、当初、同社において被保険者資格を取得した際は、A社勤務時と同一の被保険者記号番号を使用していることから、2か月後に復職しているのであれば、休職前の記号番号を継続して使用することが自然である。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、同社を休職する際に健康保険被保険者証を返納していることが確認できることから、休職後は直ちに健康保険の任意継続、国民健康保険への加入又は母親の健康保険の被扶養者認定のいずれかの措置をとったものと考えられるところ、仮に、申立人が、申立てどおりに昭和38年11月ごろに同社で厚生年金保険に再加入しているものであれば、その時点で健康保険の切替手続きを行い、同社から健康保険被保険者証を受け取っていると考えるのが相当である。しかしながら、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間中の健康保険整理番号に欠番は見当たらず、このほか、申立人が、申立期間において、健康保険に加入していた形跡は確認できない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が、同社において被保険者資格を取得した昭和43年1月4日に、申立人以外に8人の女性が被保険者資格を取得していることが確認できるところ、そのうちの1人から、「私はB社に7年間ほど勤務していたが、厚生年金保険には最後の10か月しか加入していない。未加入期間における健康保険については、兄の世帯に含めてもらって国民健康保険に加入していた」旨の陳述が得られた。

以上の事情を踏まえると、申立人は申立期間③において、健康保険の任意継

続被保険者、国民健康保険被保険者及び健康保険の被扶養者のいずれかであったと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間③において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和37年6月1日に、同社C支店における資格喪失日に係る記録を同年12月1日に、同社E支店における資格喪失日に係る記録を38年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を37年5月は1万2,000円、同年10月及び同年11月は1万6,000円、38年7月は2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年5月30日から同年6月1日まで
② 昭和37年10月21日から同年12月1日まで
③ 昭和38年7月29日から同年8月21日まで

私は、昭和37年3月12日にA社に入社し、41年12月31日に退職するまで継続して勤務していた。同社では、D業務を担当していた。

社会保険事務所(当時)の記録によると、昭和37年5月30日から同年6月1日までの期間(申立期間①)、同年10月21日から同年12月1日までの期間(申立期間②)及び38年7月29日から同年8月21日までの期間(申立期間③)が厚生年金保険に未加入とされている。申立期間①については、A社B支店又は同社C支店に、申立期間②については、同社C支店又は同社E支店に、申立期間③について同社E支店又は同社F支店に勤務していた。すべて同一事業所内の転勤であった。

申立期間においてA社で継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されていたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し(A社B支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと

認められる。

なお、社会保険事務所の記録では、申立期間①において、A社C支店は厚生年金保険の適用事業所ではないが、申立人と同様に昭和37年5月30日に同社B支店で被保険者資格を喪失し、同年6月1日に同社C支店で資格を取得している同僚は、「A社B支店には勤務したことはないが、当時、全従業員の給与計算は同社B支店が処理をしていた」旨陳述していることから、申立期間①において同社B支店で厚生年金保険が適用されるべきであったと考えられる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和37年4月の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

申立期間②については、複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和37年10月にA社C支店から同社E支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、社会保険事務所の記録では、申立期間②においてA社E支店は厚生年金保険の適用事業所ではないが、同社E支店開店時に同社B支店から異動してきた旨陳述している同僚の陳述内容等から、申立期間②において同社C支店で厚生年金保険が適用されるべきであったと考えられる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和37年9月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

申立期間③については、同僚の陳述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社E支店から同社F支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、社会保険事務所の記録では、申立期間③においてA社F支店は厚生年金保険の適用事業所ではないが、同社E支店に妻が勤務していたとされる同僚の陳述内容等から、申立期間③において同社E支店で厚生年金保険が適用されるべきであったと考えられる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のA社E支店における昭和38年6月の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が残っておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

大阪厚生年金 事案 5887 (事案 4153 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録のうち、昭和58年1月から59年3月までの期間については19万円、62年5月から同年7月までの期間については22万円、平成3年1月から同年12月までの期間については36万円、4年1月から5年3月までの期間については38万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月1日から平成5年4月1日まで
② 平成13年4月1日から17年5月20日まで

社会保険事務所(当時)の記録によると、A社に勤務していた期間(昭和44年4月1日から平成17年5月20日まで)の標準報酬月額が低すぎる。

前回の年金記録確認第三者委員会に対する記録訂正の申立てにおいて、給与明細書及び源泉徴収票等が残っており、給与支給額及び社会保険料控除額が確認できた期間(平成5年4月から13年3月まで)は標準報酬月額記録が訂正されたが、残る未訂正の期間についても、その後、一部期間に係る源泉徴収票及び給与支払報告書等が見つかったので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、昭和58年、62年、平成3

年、4年及び5年の給与支払報告書及び申立人が、「仕事内容及び給与ともほとんど同じであった」旨申し立てている同僚から提出された給与明細書（昭和58年1月から同年12月までの期間及び62年1月から同年12月までの期間）（以下「給与明細書等」という。）において確認できる保険料控除額から、昭和58年1月から同年12月までは19万円、62年5月から同年7月までは22万円、平成3年1月から同年12月までは36万円、4年1月から5年3月までは38万円とすることが妥当である。

また、昭和59年1月から同年3月までの期間については、給与支払報告書及び源泉徴収票等、給与支給額及び保険料控除額が推認できる資料の提出はないが、申立人は、A社における昇給月は毎年4月であった旨陳述しており、また、同僚の給与明細書によると、社会保険料控除額は4月に変更されていることが確認できることから、58年の給与支払報告書等から推認できる同年4月から同年12月までの標準報酬月額と同額の19万円であったものと認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、昭和58年1月から59年3月までの期間、62年5月から同年7月までの期間及び平成3年1月から5年3月までの期間について、当該事業所が平成17年5月20日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているため不明であるものの、給与明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は、給与明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届けておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立人から提出された昭和55年の市県民税特別徴収変更（決定）通知書、61年、63年、平成元年及び2年の給与支払報告書及び14年、15年及び16年の源泉徴収票によると、当該期間において申立人が源泉控除されていた保険料額及び報酬月額のいずれか低い方の額に基づく標準報酬月額は、社会保険事務所の記録と同額又はこれを下回っていることが認められる。

また、申立人から提出された昭和62年の給与支払報告書及び申立人が申立人と仕事内容及び給与ともほとんど同じであった旨申し立てている同僚から提出された給与明細書（昭和62年1月から同年12月まで）から判断すると、同年における申立人の標準報酬月額は、同年1月から同年4月までは19万円、同年5月から同年7月までは22万円及び同年8月から同年12月までは24万円であると認められ、同年5月から同年7月までの期間を除き、社会保険事務所の記録と同額であることが確認できる。

さらに、申立期間のうち、昭和44年4月から53年12月までの期間、55年1月から57年12月までの期間、59年4月から60年12月までの期間、平成13年4月から同年12月までの期間及び17年1月から同年4月までの期間に

については、給与支払報告書、源泉徴収票等並びに給与支給額及び保険料控除額を確認できる資料の提出が無く、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料を事業主により給与から控除されていたことは確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和44年4月から57年12月までの期間、59年4月から62年4月までの期間、同年8月から平成2年12月までの期間及び13年4月から17年4月までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和29年10月26日に、D社（現在は、B社）E部門における資格取得日に係る記録を30年5月21日に、同社E部門における資格喪失日に係る記録を32年5月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を29年7月から同年9月までは7,000円、30年5月及び同年6月並びに32年2月から同年4月までは1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年7月20日から同年10月26日まで
② 昭和30年5月21日から同年7月1日まで
③ 昭和32年2月21日から同年5月2日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社及びD社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。昭和27年から36年までA社及びD社に継続して勤務したので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の社員名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書並びに同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社及びD社に継続して勤務し(昭和29年10月26日にA社C工場からD社F部門に異動、30年5月21日に同社F部門から同社E部門に異動、32年5月2日に同社E部門から同社G部門に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間①については、申立人のA社C工場における昭和29年6月の社会保険事務所の記録から7,000

円、申立期間②については、申立人のD社E部門における30年7月の社会保険事務所の記録から1万円、申立期間③については、申立人の同社E部門における32年1月の社会保険事務所の記録から1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のP社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和53年6月21日、資格喪失日は同年8月8日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、12万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和38年4月1日から39年4月1日まで
② 昭和39年4月1日から同年6月2日まで
③ 昭和39年11月4日から40年6月1日まで
④ 昭和42年10月20日から43年6月1日まで
⑤ 昭和50年5月31日から同年10月1日まで
⑥ 昭和50年10月1日から51年9月15日まで
⑦ 昭和51年9月15日から53年1月1日まで
⑧ 昭和53年6月21日から同年8月8日まで
⑨ 昭和53年8月9日から55年3月1日まで
⑩ 昭和56年3月1日から58年3月1日まで
⑪ 平成3年1月1日から4年12月20日まで
⑫ 平成7年3月1日から9年12月1日まで
⑬ 平成13年9月1日から14年9月1日まで
⑭ 平成15年5月7日から19年10月1日まで

申立期間①は、定時制高校に通学しながらA社のB部門に勤務していた。同社に在籍していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②及び③は、C社に正社員として勤務し、D業務の担当をしていた。当該期間も勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

申立期間④は、E社に正社員のF職として勤務していた。G社に転職したのが昭和43年6月であり、その前月までE社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

申立期間⑤は、H社I支店に正社員として勤務し、J業務を担当していた。同社を退職後、失業期間は無く、すぐに次のK社に入社した経緯があり、申立期間はH社I支店に勤務していたので厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

申立期間⑥は、K社に正社員のL職として勤務していた。同社に入社後すぐに欠勤し再び勤務しはじめた経緯があったが、当該期間も在籍していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

申立期間⑦は、M社に正社員のN職として勤務していた。同社では、O業務に従事しており、同社に在籍していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

申立期間⑧は、元妻の実家が経営していたP社に勤務していた。同社では、健康保険被保険者証を受け取った覚えがあり、厚生年金保険にも加入していたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

申立期間⑨は、Q社に正社員として勤務し、R業務を行っていた。同社から健康保険被保険者証を受け取った覚えがあるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

申立期間⑩は、S社に正社員として勤務し、J業務を行っていた。同社では健康保険被保険者証を受け取った覚えがあるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

申立期間⑪は、T社に役員として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

申立期間⑫は、当時の同居人の叔母が代表を務めるU社で、V職として在籍していた。当時、同居人の母を扶養家族として同社から健康保険被保険者証を受け取った覚えがあるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

申立期間⑬は、W社にV職として在籍し、J業務をしていた。同社では、同社の名称の入った名刺を使用しており、厚生年金保険にも加入していたはずであるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

申立期間⑭は、X社で、正社員としてY業務を担当した後、V職として在籍していた。提出した在籍証明書及び雇用通知書のとおり、同社に在籍していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間⑧について、社会保険事務所（当時）のP社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、生年月日が1日異なっているものの、申立人が当時使用していた通称名と一致する昭和53年6月21日から同年8月8日までの期間に係る未統合の被保険者記録が確認できる。

また、同僚の陳述から、申立人は申立期間においてP社に在籍していたことが推認できる。

これらを含めて総合的に判断すると、当該未統合の被保険者記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のP社における資格取得日は昭和53年6月21日、資格喪失日は同年8月8日であると認められる。

なお、申立期間⑧の標準報酬月額については、申立人のP社における当該未統合の被保険者記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

申立期間①について、申立人は、A社における製品の製造過程を詳細に記憶していることから判断すると、同社に勤務していたものと考えられる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者であった同僚に照会をしたものの、回答のあった12人はいずれも、申立人を覚えていないとしていることから、申立人の同社における勤務期間を確認することはできなかった。

一方、A社では、雇用保険と厚生年金保険は一体として加入するよう取り扱っていたと陳述しているところ、複数の同僚の記録をみると、厚生年金保険と雇用保険は同時期に加入していることが確認できるが、申立人は雇用保険加入記録も確認できない。

また、A社の当時の事業主からは回答を得ることができず、当時の事務担当者も既に亡くなっている上、現在の事業主は、申立人の申立期間における保険料控除は不明と回答しているほか、上記回答のあった同僚も、申立人の申立期間における厚生年金保険への加入は不明としており、当時の事情を確認することはできなかった。

さらに、A社に係る上記被保険者名簿を見ると、申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に該当する記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、昭和39年4月1日にC社に入社し、直ぐに健康保険の加入手続を行ってもらったので、厚生年金保険にも加入していたと申し立てている。

しかしながら、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間当時に被保険者資格を取得している同僚8人に照会したところ、いずれの者からも、申立人が申立期間に勤務していた旨の陳述を得ることができず、申

立人の申立期間における在職を確認することはできなかった。

一方、申立期間当時の社会保険事務担当者は、「私が勤務していた昭和 39 年 4 月 30 日までの期間においては、申立人の社会保険加入手続を行った記憶は無い」と回答している。

さらに、C社は昭和 54 年 12 月に解散している上、当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認することができない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に該当する記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間③について、申立人は、昭和 40 年 5 月末日までC社において、引き続きD業務に従事していたと申し立てている。

そこで、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚に照会したところ、「申立人は、私が昭和 40 年 2 月に入社したときには、まだ同社に勤務しており、同年夏ごろに退職したと思う」旨の陳述が得られたほか、昭和 40 年 8 月 5 日に退職した同僚からも、「申立人は、私が退職するときには、まだ勤務していた」旨の陳述が得られたことなどから判断すると、申立人は申立期間③も引き続き同社に勤務していたものと考えられる。

一方、C社に係る上記被保険者名簿の記録によると、申立人に係る資格喪失届の受付日は昭和 39 年 11 月 26 日であることが確認でき、申立人の資格喪失手続に不自然な点もうかがえない。

また、上記のとおり、当時の事業主は既に死亡しているほか、申立期間当時の社会保険事務担当者に照会をしたものの回答は得られず、当該期間における申立人の厚生年金保険への加入及び保険料控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に該当する記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間③において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間④について、申立人は、被保険者記録のある期間に引き続きE社で勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立人のE社における雇用保険加入記録をみると、昭和 42 年 10 月 20 日に同社を離職していることが確認でき、当該記録は厚生年金保険の資格喪失日と一致している。

また、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間当時に被保険者資格を取得していた同僚に照会したところ、複数の同僚から、申立

人は、昭和 42 年の冬ごろには既に退職していた旨の陳述が得られたほか、申立期間当時に新たに被保険者資格を取得した同僚 5 人に照会を行ったものの、回答のあった 4 人（うち、申立人と同職種の者は 3 人）は、いずれも申立人のことを記憶していない。

さらに、E 社における申立人の厚生年金保険の加入状況等について、当時の社会保険事務担当者に照会したところ、「当時、社員はすべて正社員であったため、給与の支払月には必ず当月分の社会保険料を控除していたので、申立人の加入記録が無い月は、給与の支払いが無かったはずである」と陳述していることから、当時の同僚に対し、自身に係る厚生年金保険の加入記録について照会したところ、回答の得られた 16 人はすべて、加入記録に誤りは無かったと回答している。

加えて、E 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間において健康保険整理番号に欠番は見られない。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらず、このほか、申立人が申立期間④において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間⑤について、申立人は、H 社で継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立人の H 社における雇用保険の加入記録をみると、昭和 50 年 5 月 30 日に離職と記録されており、申立期間に係る加入記録は無く、当該加入記録は厚生年金保険の資格喪失日とも一致している。

また、H 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者資格を取得している同僚 7 人に照会をしたところ、いずれの者からも、申立人が申立期間において勤務していた旨の陳述を得ることができず、また、上記同僚うち 1 人の同僚は、「申立人が勤務していた期間は半年程度であった」旨陳述していることなどから、申立人の申立期間における在職を確認することはできなかった。

一方、H 社に係る上記被保険者名簿を見ると、申立人に係る資格喪失届の受付日は昭和 50 年 7 月 8 日であることが確認できるほか、健康保険被保険者証が返納された日は同年 8 月 26 日であることも確認でき、申立人の資格喪失手続に不自然な点もうかがえない。

また、当時の事業主に照会をしたものの、回答は得られなかったほか、上記同僚からも、申立人の厚生年金保険への加入について具体的な陳述は得られず、申立期間における保険料控除等について確認することができない。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に該当する記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間⑤において、事業主により給与から厚生年金保

険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間⑥について、同僚は、「申立人は、入社して1か月から2か月後にいったん、退職し再度入社した。その後、3か月から4か月後に入社しなくなった」旨陳述していることから判断すると、期間は特定できないものの、申立人は、K社に在職していたことがうかがわれる。

一方、K社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、昭和50年5月に同社に入社した申立人と同職種の同僚は、入社10か月後の51年3月30日に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時、同社では、入社と同時に厚生年金保険に加入させていた訳ではなかったことがうかがわれる。

また、K社は平成21年4月10日に解散し、当時の事業主は既に亡くなっている上、社会保険事務を担当していたとする女性従業員も、上記被保険者名簿に加入記録が無く所在が不明であることなどから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿を見ると、申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に該当する記録は見当たらない。

このほか、申立期間⑥において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間⑦について、複数の同僚の陳述や申立人は申立期間当時、M社が請け負っていたO業務を詳細に記憶していることなどから判断すると、期間は特定できないものの、申立人が同社に在籍していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が同時期にM社に入社し、同質の業務に従事していたとする同僚二人にも、同社における厚生年金保険の加入記録は無いほか、複数の同僚から、「M社では3か月の試用期間があり、その間は社会保険に加入させていなかった。また、試用期間後でも、給与の手取額が減ることを理由に社会保険の加入を希望しない者が多数いた」旨の陳述が得られた。

また、M社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社の被保険者数は、昭和51年10月には54人、52年10月には57人であるところ、申立人及び複数の同僚は、申立期間当時におけるM社の従業員は70人から80人程度であったと陳述していることから判断すると、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていた訳ではなかったことがうかがわれ、このことは、上記の同僚の陳述内容と符合する。

さらに、上記被保険者名簿を見ると、申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、M社の後継会社であるZ社に照会したものの回答を得ることはできなかったほか、当時

の事業主及び社会保険事務担当者は病気療養中のため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に該当する記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間⑦において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間⑨について、申立人は、Q社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てているところ、申立人は、当時の事業主の氏名及び同社の所在地を記憶していることから判断すると、申立人は、当時、同社に勤務していたものと考えられる。

しかしながら、オンライン記録では、a市内において、Q社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は無い。

また、当時の事業主及び役員の所在は不明であるほか、申立人は同僚の氏名を記憶していないため、これらの者から、申立人の保険料控除等について確認することができない。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間⑨において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間⑩について、申立人が名前を挙げた同僚2人の陳述から判断すると、申立人が申立期間においてS社に勤務していたことが推認される。

しかしながら、オンライン記録では、S社が申立期間当時に厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は無い。

また、S社は既に解散している上、当時の事業主の所在も不明であるため、申立人の保険料控除等について確認することができない。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

なお、S社の親会社であったb社に係るオンライン記録も調査したが、申立人の被保険者記録は確認できなかった。

このほか、申立人が申立期間⑩において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間⑪について、申立人は、T社で継続して在籍していたと申し立てている。

しかしながら、申立人のT社における雇用保険の加入記録を見ると、平成2年12月31日に離職と記録されており、申立期間の加入記録は無く、当該記録は厚生年金保険の資格喪失日とも一致している。

一方、T社は、平成3年1月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち、同日以降は同社が厚生年金保険の適用事業所では

ない期間に当たる。

また、T社の同僚は、「事業主から、業績の悪化により、平成3年1月からは社会保険料を納付できなくなったので、以後は国民健康保険に加入するよう説明があった。したがって、同年1月以降の期間は給与から厚生年金保険料も控除されていなかった」と陳述していることから、T社が厚生年金保険の適用事業所とはなっていない上記期間において給与から厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

さらに、T社は既に解散している上、社会保険事務を行っていたとする事業主の所在も不明のため、申立人の保険料控除等について確認することができない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に該当する記録は見当たらない。

なお、申立期間当時、申立人は、関連会社のc社のd職であったが、同社もT社と同様に、平成3年1月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、同社において同日以降に給与から厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間⑩において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間⑪について、申立人は、平成7年3月から9年11月末までの期間、U社e支店に在籍していたと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によると、当時、f市において、U社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は無く、所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人は、U社の本社所在地はg県にあったと陳述しているが、g県において同社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録も見当たらない。

一方、申立人は、「U社には、1か月に2回から3回顔を出す程度で、多額の出資をしたが、毎月給与をもらっていた訳ではない」と陳述していることから、給与から保険料が控除されていたとは考え難い。

また、申立人は、事業主及び同僚の氏名を覚えておらず、これらの者から、申立人の保険料控除等について確認することはできない。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間⑫において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間⑬について、申立人は、W社にV職として在籍していたと申し立てているが、当時の事業主からは、「申立人からh業務の報酬の一部を得ていたが、申立人との間に雇用関係はなく、給与も支払っていなかったため、申立人

を厚生年金保険にも加入させていなかった」旨の回答が得られた。

一方、i市役所における国民健康保険の記録によると、申立人は、申立期間中の平成14年4月30日に国民健康保険の資格取得手続きを行い(資格取得日は、i市への転入日と同一日の平成11年2月1日)、申立期間は国民健康保険の被保険者であることが確認できる上、申立人自身も、「W社では政府管掌健康保険の被保険者証をもらった覚えはなく、国民健康保険に加入していた」と陳述していることなどから判断すると、当時、W社が申立人を厚生年金保険に加入させていたとは考え難い。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間⑬において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間⑭について、申立人が所持するX社発行の在籍証明書及び雇用通知書を見ると、同社代表取締役印が押されていることから、期間は特定できないものの、申立人は、同社に在籍していたことが推認される。

一方、X社において厚生年金保険の被保険者であった3人の同僚は、いずれも同社での雇用保険の加入記録が確認できるところ、申立人に係る雇用保険の加入記録は無い。

また、X社が厚生年金保険の適用事業所となった日は平成18年10月1日であり、申立期間のうち、15年5月7日から18年9月30日までの期間は同社が厚生年金保険の適用事業所ではない期間に当たる。

さらに、i市役所における国民健康保険の記録によると、申立人は、申立期間のうち、平成15年5月7日から19年5月1日までの期間は国民健康保険の被保険者であることが確認でき、また、同年5月から同年9月までの期間は、国民年金の全額免除期間となっていることなどから判断すると、X社が、厚生年金保険の適用事業所となった18年10月以降の期間においても、申立人を厚生年金保険に加入させていたとは考え難い。

加えて、X社は既に解散している上、事業主の所在も不明のため、申立人の保険料控除等について確認することができない。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間⑭において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑦まで及び⑨から⑭までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和37年5月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月22日から同年8月20日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社B支店に勤務した期間のうち、昭和37年5月22日から同年8月20日までの期間について加入記録が無いとの回答をもらった。

申立期間も継続してA社に勤務していたのは間違いないので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の入社後履歴及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(昭和37年5月22日にA社本店C部門から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和37年8月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和21年5月31日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を120円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立期間のうち、昭和21年7月1日から同年9月1日までの期間については、申立人のA社C支部における厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年7月1日であると認められることから、資格取得日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を390円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年5月31日から同年7月1日まで
② 昭和21年7月1日から同年9月1日まで
③ 昭和26年8月から27年5月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いと回答を受けた。

申立期間①及び②は、A社D事業所で勤務していた。途中で、同社B事業所から同社C支部に所属は変わったが、継続して同社に勤務していたことは間違いない。

申立期間③は、D社に勤務した。

申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が記憶する同僚の陳述及び申立人の在籍期間に係るE県発行の証明書から判断して、申立人が申立期間にA社D事業所(厚生年金保険の適用はA社B事業所及び同社C支部)で勤務していたことが推認

できる。

また、A社B事業所及び同社C支部で庶務・経理事務を担当していたとする元社員は、自身について、「昭和21年5月にA社C支部が設立された際、同社B事業所から同社C支部に転籍した。しかし、転籍後も勤務場所は同一であり、給与は同社B事業所から支給されていた」と陳述しているところ、同人提出の資料から、同社C支部は、同社B事業所の下部組織(E県を所管)として位置づけられていることが確認できる。

さらに、申立人と同様にA社B事業所において昭和21年5月31日に被保険者資格を喪失している者5人は、いずれも同年6月1日付けで同社の他事業所で資格を取得していることが確認できるところ、当該5人は、退職することなく継続して勤務していたと陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①も厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和21年4月の社会保険事務所の記録から、120円とすることが必要である。

一方、申立人の申立期間①における在籍先は、前述の庶務・経理事務担当者の陳述から、A社C支部であったと推認されるが、社会保険事務所の記録によれば、同社C支部が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和21年7月1日であり申立期間は適用事業所ではなかったこと、及び前述の庶務・経理事務担当者が同社C支部に転籍後も給与は同社B事業所から支給されていたと陳述していることから、申立人は、申立期間①に、A社B事業所において厚生年金保険被保険者であったと考えられる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は既に無く、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②についても、前述の同僚の陳述等から判断して、申立人が申立期間にA社D事業所(厚生年金保険の適用はA社B事業所及び同社C支部)で勤務していたことが推認できる。

また、A社C支部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格取得日が「21. 7. 1」と記載されていることから、申立人の同社C支部における資格取得日は、同社C支部が厚生年金保険の適用事業所となった昭和21年7月1日であると認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、当該被保険者名簿の記録から、390円とすることが必要である。

申立期間③については、申立人は、D社（現在は、F社）で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、F社は、申立期間当時の関係資料を保管していない上、申立期間当時の元事業主は既に死亡しており、申立期間にD社で厚生年金保険被保険者資格の有る元従業員も死亡又は所在不明であることから、事業所又はこれらの者から申立人の申立期間③における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、申立人は、申立期間③における厚生年金保険への加入に明確な記憶は無く、雇用形態についても正社員ではなくアルバイトであったかも知れないと陳述している。

さらに、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間③の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間③に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年8月1日から39年8月10日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を38年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月1日から39年8月10日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いと回答を受けた。

A社には、中学校を卒業してすぐの昭和38年4月1日に入社し、定時制高校に通いながら40年5月まで勤務した。入社時に、事業主の妻から、同社が厚生年金保険に加入している旨の説明も受けたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員の陳述等から判断して、申立人が申立期間もA社に勤務していたことが推認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間を含む前後の期間に被保険者資格を取得している者のうち、生年月日から申立人と同様に中学校を卒業してすぐに入社したと見られる6人は、昭和38年4月1日から1か月後又は4か月後に資格を取得していることが確認でき、このうち、申立人と同様に定時制高校に通学していたとする者も入社日から4か月後に資格を取得している。

さらに、元従業員の一人は、「申立期間当時の従業員は10人程度であり、そのうち高度な技能を持った職人は3人で、ほかの者は補助的な仕事に従事して

いたものの業務内容には違いは無かった」旨陳述しており、申立人のみが業務内容が異なっていたという事情はうかがえない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 8 月 1 日から 39 年 8 月 10 日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 39 年 8 月の社会保険事務所の記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が昭和 60 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているため不明であるものの、事業主による申立てどおりの資格取得届及び申立期間に行われるべき事業主による被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、39 年 8 月 10 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 38 年 8 月から 39 年 7 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 38 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間については、前述のとおり申立人と同様に中学校を卒業してすぐに入社したと見られる者が、入社から 1 か月後又は 4 か月後に資格を取得しており、このうち、申立人と同様に定時制高校に通学していたとする者も入社から 4 か月後に資格を取得していることから、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から5年6月21日まで

社会保険事務所からの訪問によって、A社で勤務していた期間中の標準報酬月額がさかのぼって訂正されていることを知ったが、私は、同社の役員であったものの、平成5年6月に退職しているので当該訂正には全く関与していない。当時受け取っていた給与及び給与から控除されていた保険料に見合う記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成4年10月から5年5月までは53万円と記録されていたところ、申立人が同社に係る厚生年金保険被保険者の資格を喪失した日（平成5年6月21日）から約2年9か月後の8年3月12日に、申立期間の標準報酬月額が、53万円から9万2,000円へ遡^{そきゅう}及訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、平成5年6月20日にA社を退職しており、申立人の所持している申立期間当時の給与明細書からその主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できることから、社会保険事務所がこのような遡及訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、A社のB職であったことが商業登記簿から確認できるものの、申立人は、C職であったと主張し、同僚は、申立人がD業務の担当であったため社会保険事務等の管理業務については関与していなかった旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があった

とは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額から、53 万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和28年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和28年8月31日から同年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和27年に入社し、平成6年に定年退職するまで継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(昭和28年9月1日にA社B工場から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和28年7月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和28年9月1日と届けたにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和32年2月2日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C工場における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和31年1月から同年7月までは1万円、同年8月から32年1月までは1万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年1月21日から32年2月2日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社C工場に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和30年6月に入社し、申立期間も継続して勤務したのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の賃金台帳及び厚生年金保険記録台帳並びに同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和32年2月2日にA社C工場から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和31年1月21日に資格を喪失しているにもかかわらず、同年8月に標準報酬月額の随時改定が行われたことが記録されている。この随時改定の記録を前提とすると、申立人が同年1月21日に資格を喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和32年2月2日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳の保険料控除額及び申立人のA社C工場における昭和30年12月及び31年8月の社会保険事務所の記録から、同年1月から同年7月までは1万円、同年8月から32年1月までは1万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和41年1月5日に、資格喪失日に係る記録を42年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月5日から42年3月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間は、C社（現在は、D社）から子会社のA社に異動した時期であり、C社のグループ会社に勤務していたのは間違いない。申立期間の給与支払明細書と資格取得日及び資格喪失日が記載されている年金手帳を提出するので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与支払明細書及び年金手帳、E社提出の賃金台帳、B社発行の職歴証明書並びに雇用保険の記録から、申立人が申立期間にA社に勤務し（昭和41年1月5日にC社からA社に異動、42年3月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書及び賃金台帳の保険料控除額から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間の健康保険整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられ

ない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後の被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年1月から42年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和41年7月1日に、資格喪失日に係る記録を42年3月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月1日から42年3月7日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。

会社の在籍証明書及び厚生年金保険料の控除が記載されている給与支給明細書を提出するので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社発行の在籍証明書から、申立人が申立期間にA社に勤務したことが認められる。

また、申立人が所持する申立期間の一部の期間に係る給与支給明細書において、厚生年金保険料の控除が確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に加入記録の有る元従業員14人に照会し回答のあった11人は、「申立期間当時の雇用形態は正社員のみであり、入社後すぐに厚生年金保険に加入していた」と陳述しているところ、これらの者の資格取得日は、各人が記憶する入社時期と一致している。

加えて、当該被保険者名簿を見ると、資格取得日が昭和44年4月1日と記録されていた47人のうち19人について、45年3月2日付けで、申立人の入社日である41年7月1日を含む40年3月8日から42年2月16日までの期間

のうちのいずれかの日に、厚生年金保険法第 75 条に基づく訂正が行われていることが確認できることから、A 社では、当時、資格の取得の手続が遅れ 45 年にこれを訂正したことが推認される。申立人については、訂正時期には既に退職していたことから当該訂正が行われなかった可能性が考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、在職証明書に記載された雇入時の給与額及び給与支給明細書の保険料控除額から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないことは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 41 年 7 月から 42 年 2 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C工場における資格喪失日に係る記録を昭和44年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月29日から同年12月1日まで

A社C工場に在籍していた期間の年金記録を照会したところ、昭和44年11月29日に同社C工場において資格を喪失し、同年12月1日に同社本社において資格を取得しているとの回答を得た。

この期間はA社本社へ転勤した時期で、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社の在職証明書から判断すると、申立人がA社C工場に継続して勤務し(昭和44年12月1日にA社C工場から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和44年10月の社会保険事務所(当時)の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届に誤りがあったとしていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年11月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業

主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社における資格喪失日に係る記録を昭和44年9月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月16日から同年9月24日まで

私は、昭和31年4月1日にA社に入社したが、44年の8月ごろに同じ系列会社のB社に転勤した際の厚生年金保険被保険者期間が1か月欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書及び同僚の証言から、申立人がA社に継続して勤務し（昭和44年9月24日にA社から同社系列会社のB社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届に誤りがあったとしていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年4月30日、同年12月29日及び16年4月30日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を15年4月30日は50万8,000円、同年12月29日は61万円、16年4月30日は58万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月30日
② 平成15年12月29日
③ 平成16年4月30日
④ 平成16年12月
⑤ 平成17年4月
⑥ 平成17年8月
⑦ 平成17年12月
⑧ 平成18年4月
⑨ 平成18年8月
⑩ 平成18年2月1日から同年9月1日まで

私は、平成9年1月21日から18年10月28日までA社で継続して勤務していたが、社会保険事務所(当時)の記録では、申立期間のうち、15年4月、同年12月、16年4月、同年12月、17年4月、同年8月、同年12月、18年4月及び同年8月の標準賞与額の記録が無い。確かに厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい(申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨)。

また、A社で勤務した平成18年2月1日から同年9月1日までの期間について、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額は、当時、給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う額と相違しているので、調査の上、記録を訂正してほしい(申立期間⑩)。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③については、申立人から提出された給与明細書(賞与)から、申立人は、申立期間のうち、平成15年4月30日は標準賞与額50万8,000円に基づく厚生年金保険料を、同年12月29日は標準賞与額61万円に基づく厚生年金保険料を、16年4月30日は標準賞与額58万4,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は平成15年4月30日、同年12月29日及び16年4月30日に係る賞与支払届を提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間④、⑤、⑥、⑦、⑧、及び⑨については、申立人は、平成16年12月、17年4月、同年8月、同年12月、18年4月及び同年8月にA社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたと主張している。

しかし、申立人は、申立期間に係る給与明細書(賞与)等の資料を所持しておらず、また、A社は、「申立人に対して、平成16年12月、17年4月、同年8月、同年12月、18年4月及び同年8月に賞与を支給していない」と回答しており、同社が保管する平成17年分及び18年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿からも当該期間に賞与が支給されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間⑩については、申立人は、当該期間における標準報酬月額の変動について主張しているものの、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

これについて、申立人から提出された給与明細書に記載された保険料控除額から算定できる標準報酬月額は、平成18年2月から同年8月まで41万円となり、オンライン記録(36万円)と相違していることが確認できる。

しかし、上記の給与明細書で確認できる給与総支給額(報酬月額)に基づく標準報酬月額は、平成18年1月から同年5月までは36万円、同年6月から同年8月までは34万円であり、オンライン記録(36万円)と一致又は下回っていることが確認できる。

また、A社は、「申立期間については、申立人の給与額が下がり、月額変更届けを行った」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人は、申立期間⑩について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和46年9月1日に、同社における資格喪失日に係る記録を47年1月5日に訂正し、46年9月及び同年12月の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和46年9月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が申立人に係る昭和46年12月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年9月1日から同年10月1日まで
② 昭和46年12月25日から47年1月5日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間の照会をしたところ、A社における記録が、昭和46年10月1日から同年12月25日までになっていたが、同年9月の給料から同年12月の給料まで厚生年金保険料が控除されていた。当該期間について、厚生年金保険の保険料を控除されていたことが確認できる給料支払明細書を提出するので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保管する給料支払明細書及び複数の同僚証言から、申立人がA社に継続して勤務し（昭和47年1月5日にA社から関連会社のB社に転籍）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額から6万8,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間①について厚生年

金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は、商業登記簿謄本から昭和46年6月*日に設立されていることが確認でき、また、複数の同僚の証言から、同年8月には、申立人を含め、常時5人以上の従業員が勤務していたことが確認できることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①において事業主は不明としているものの、A社が適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②については、事業主は、保険料を納付したかについて不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについて、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（60万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を60万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月10日

平成16年3月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先のA社が、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賃金台帳兼源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（60万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年3月10日の標準賞与額（60万1,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（24万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を24万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月10日

平成16年3月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先のA社が、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賃金台帳兼源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（24万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年3月10日の標準賞与額（24万1,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（60万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を60万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月10日

平成16年3月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先のA社が、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の夫が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賃金台帳兼源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（60万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年3月10日の標準賞与額（60万2,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大阪国民年金 事案 4079 (事案 2021 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から43年5月までの国民年金保険料及び45年11月から47年10月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年5月から43年5月まで
② 昭和45年11月から47年10月まで

申立期間①については、国民年金保険料を納付していたことについて2名の証人がいるので、当該期間について保険料を納付していたものと認めてほしい。

申立期間②については、前回の審議後、家から何年分かの領収書(納付済期間)が出てきたが、領収書に記載されている生年月日が私のものとは違っているため、当該領収書は同姓同名の別人のものであり、私の納付記録は別に管理されている可能性もあると思っている。同姓同名の人間がA市にいることは、以前B銀行で同姓同名の預金通帳を手渡されたことがあることから、間違いないと思っている。

上記のように、市役所から他人の領収書が自宅に送付されるような行政のミスがあったため、行政の記録が信用できず、申立期間①及び②についての納付記録があるはずであり、現在の記録に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、申立人に係る国民年金被保険者記録から、申立人は、昭和43年6月5日に国民年金の任意加入被保険者資格を新規取得していることが確認でき、制度上、未加入期間である申立期間①の国民年金保険料は納付することができない上、申立人が所持する国民年金手帳の同年4月及び同年5月の検認記録欄は斜線で消し込みされているが、申立期間①直後の同年6月以降の検認の押印が確認でき、同年6月が申立人の保険料の納付の始期と考えられること、また、申立期間②に係る申立てについては、申立人

に係る国民年金記録から、申立人の所得比例保険料（現在の付加保険料。以下「付加保険料」という。）の申出日は47年11月29日であり、かつ、付加保険料の納付開始月も同年11月であることが確認できるとともに、申立人が所持する国民年金手帳によると、申立期間②のうち、46年8月及び同年9月の国民年金保険料は納期限後に納付していることが確認でき、この場合は、付加保険料を納付することはできないなどとして、申立期間①及び②について、既に当委員会の決定に基づく平成21年3月6日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

申立人は、再申立てにあたり申立期間①について、「昭和41年5月にA市で国民年金の加入手続きを行い、国民年金手帳については後日渡すと言われて当時は所持していなかった。しかし、保険料は集金人に納付しており、領収書を受領していた。その後、42年6月又は同年9月ごろにそれまでの領収書と引き替えに年金手帳を受け取る際、窓口の職員が年金手帳に本来の納付日と違う43年の検認印を順次日付を変えて押したのに気付いて指摘したが、それを確認せずに持ち帰り、その後1年ほどしてから押印日付の誤りに気づき、市役所で訂正を求めたが、取り合ってもらえなかった」と陳述している。

そこで、申立人の所持する1冊目の国民年金手帳（昭和42年4月1日発行の印字が横線で消除されているもの）を見ると、国民年金印紙検認記録の最初のページを昭和43年度と訂正した上、申立人が国民年金に任意加入した昭和43年6月以降の検認印が押されていることが確認できる。

しかし、申立人が陳述するように、昭和42年ごろに、市役所の職員が、43年6月ごろに払い出された国民年金手帳記号番号が記載された国民年金手帳を申立人に交付したとは考え難い上、市役所の職員が、年金手帳交付時の42年ごろに、まだ到来していない43年6月以降の保険料納付を示す検認印を押したとも考え難く、申立人が所持する国民年金手帳及びその検認印を見ても、申立人の陳述するような状況があったことはうかがえない。

また、新たに保険料の納付を示す資料として、申立人が記憶する集金人と同一人が申立期間①について集金に来ていたとの2名分の証言書と題する書面を提出したが、そのうち1名の証言者については、前回調査時と同一の内容であり、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

さらに、もう1名の証言者は、申立人が記憶する集金人が確かに集金に来ていたとしているものの、証言者が申立期間①のころに国民年金保険料を集金人に納付していた事実は確認できず、証言者が自身の保険料の納付を開始する前の保険料の納付の事情を記憶しているとは考え難い。

申立人は、再申立てにあたり申立期間②について、新たに付加保険料の納付を示す資料として、(1)「昭和45年度の国民年金保険料領収書」、(2)「昭和46年度の国民年金印紙売りさばき代金納入通知書兼領収書」、(3)「昭和47年4月から同年12月までの国民年金保険料納入通知書領収証書(定額保険料550

円)」及び(4)「昭和47年11月から48年3月までの国民年金保険料納入通知書領収証書(定額保険料及び付加保険料合計900円)」の各資料を提示し、上記(1)及び(2)の領収書等に記載された被保険者の生年月日が申立人のものと相違していること、(3)及び(4)の領収証書の双方に昭和47年11月及び同年12月の領収証書が存在し2か月分に領収証書が重複していることを根拠に、当時の市の事務処理に誤りがあり、自身が所持する上述の領収証書等は、市が誤って送付してきた申立人と同姓同名の別人の領収書である。このため行政の記録は信用できず、現在の行政側の記録は誤りであり、45年11月から付加保険料を納付していたことを認めてほしいと申し立てている。

そこで、申立人が提示する、上記(1)及び(2)の領収書等を見ると、住所、氏名、手帳記号番号及び種別は申立人のものと一致しているものの、生年月日欄については、陳述どおり生年月日が誤った日付が記載されており、当時、行政側において何らかの過誤により申立人の生年月日の記載誤りがあったことが考えられる。

しかし、申立人に係る市の被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳の生年月日欄についても領収書等と同様に誤った日付が記載され、その後、市の被保険者名簿及び国民年金手帳については、それぞれ正しい申立人の生年月日に訂正されていることが確認できる上、国民年金の被保険者情報のうち、国民年金手帳記号番号に誤りは無く、この生年月日の記載誤りだけをもって当該領収書等が同姓同名の別人のものであるとは考え難い。

また、特殊台帳及びA市の国民年金保険被保険者名簿から、当時、同市内に居住していた申立期間①及び②が納付済みとなっている申立人と同姓同名の国民年金被保険者は見当たらない。

さらに、申立人が提示する昭和47年11月及び同年12月の重複した期間の領収証書について、B社会保険事務所(当時)は、「申立人から提示された領収書を見る限り、昭和47年11月及び同年12月の保険料を二重に納付されたことが考えられ、これを覆すような事情は見当たらず、還付決議を行った」と回答しており、申立人が付加保険料の加入申出をした当時の保険料納付に関して、行政側に何らかの事務的過誤があったことがうかがわれる。

しかし、このような事情があったとしても、付加保険料の加入申出を行った日の前月以前は、制度上、付加保険料を納付することはできず、申立期間②の付加保険料が納付されていたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間①の国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成16年4月から18年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年4月から18年3月まで

私は、時期は定かでないが、前妻から国民年金の免除申請が却下されたことを聞いた直後のころ、A社会保険事務所(当時)に出向き、自身で未納となっていた申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと思う。

当時納付した保険料は、約30万円だったことは覚えているが、自身の保険料のみであったか、前妻の保険料を含んでいたのかははっきりしない。

申立期間の保険料が未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料約30万円を、自身でA社会保険事務所においてまとめて納付したと申し立てている。

そこで、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したと陳述するB年金事務所(旧A社会保険事務所)が、保険料が同事務所窓口で納付された場合に保管している「現金領収証書の原符」のうち、平成16年11月から19年8月までの納付分について調査したものの、申立期間の保険料が納付された形跡は見当たらない。

また、申立人に係るオンライン記録を見ると、申立人に係る平成17年4月から18年6月までの間の国民年金保険料の免除申請は、17年12月5日付けで免除却下の判断がされたことが確認できるところ、同記録の納付督促事跡を見ると、申立人は同年以降、度重なる納付督促を受けていたものの、申立期間の国民年金保険料は未納と記録されており、申立期間の保険料が納付されたことを示す事跡は見当たらない。

さらに、申立人から、申立期間当時の事情を酌み取ろうとしても、当時の具体的な記憶は定かではないとしており、保険料の納付をうかがわせる周辺事情

を見いだせなかった。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から48年12月まで

私は、退職後しばらくした昭和45年5月ごろ、自宅に来た市役所の職員に勧められて妻と一緒に国民年金の加入手続を行った。

その後は、定期的に夫婦のどちらかが、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していた。

しかし、納付記録を見ると申立期間の保険料が未納とされていた。

私が所持している昭和46年分以降の確定申告書等の写しの社会保険料控除欄に国民年金保険料が計上されており、申立期間の保険料を納付していたはずである。

申立期間の保険料が未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の昭和45年5月ごろに国民年金の加入手続を行い、加入以後の夫婦二人分の国民年金保険料を定期的に集金人に納付したと申し立てている。

しかし、申立人に係る国民年金記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年5月ごろにその妻と連番で払い出されている上、A市の国民年金被保険者台帳に「51.4.27 新規取得」と記載されており、申立人及びその妻は、同年4月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが推認される。この加入時点において申立期間の保険料は、制度上、時効により納付することはできない。

また、加入手続時点で過年度納付が可能な申立期間直後の昭和49年1月から50年3月までの保険料は、加入手続後の51年4月30日及び同年12月7日に分けて過年度納付され、保険料が現年度納付されているのは昭和50年度以

降の保険料であることが上述の市の台帳で確認でき、申立人及びその妻の陳述と符合しない。

さらに、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び申立期間当時に申立人が居住していた住所地を管轄する社会保険事務所（当時）が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が所持する、昭和 46 年分及び 47 年分の所得税の修正申告書（写）並びに 48 年分から 51 年分までの確定申告書（写）（以下「申告書」という。）を見ると社会保険料控除額がそれぞれ計上され、48 年分以降の申告書には、国民年金保険料額が計上されている。しかし、51 年分の申告書に計上されている国民年金保険料額は、夫婦二人分の 12 か月の保険料額（昭和 51 年 4 月に改定された額）が記載されているものの、上述のとおり、同年は、現年度保険料以外に 49 年 1 月から 50 年 3 月までの保険料が過年度納付されているにもかかわらず、その合算されるべき保険料額が加算されていない上、当時納付されていなかった 49 年分及び 50 年分の申告書にも、それぞれ夫婦二人分の 12 か月の保険料額が計上されているなど、その記載内容は申立人の保険料の納付状況と符合しておらず、不自然さは否めない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から48年12月まで

私は、夫が退職後しばらくした昭和45年5月ごろ、自宅に来た市役所の職員に勧められて夫と一緒に国民年金の加入手続を行った。

その後は、定期的に夫婦のどちらかが、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していた。

しかし、納付記録を見ると申立期間の保険料が未納とされていた。

夫が所持している昭和46年分以降の確定申告書等の写しの社会保険料控除欄に国民年金保険料が計上されており、申立期間の保険料を納付していたはずである。

申立期間の保険料が未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の昭和45年5月ごろに国民年金の加入手続を行い、加入以後の夫婦二人分の国民年金保険料を定期的に集金人に納付したと申し立てている。

しかし、申立人に係る国民年金記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年5月ごろにその夫と連番で払い出されている上、A市の国民年金被保険者台帳に「51.4.27 新規取得」と記載されており、申立人及びその夫は、同年4月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが推認される。この加入時点において申立期間の保険料は、制度上、時効によりすることは納付できない。

また、加入手続時点で過年度納付が可能な申立期間直後の昭和49年1月から50年3月までの保険料は、加入手続後の51年4月30日及び同年12月7日に分けて過年度納付され、保険料が現年度納付されているのは昭和50年度以

降の保険料であることが上述の市の台帳で確認でき、申立人及びその妻の陳述と符合しない。

さらに、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び申立期間当時に申立人が居住していた住所地を管轄する社会保険事務所（当時）が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人の夫が所持する、昭和46年分及び47年分の所得税の修正申告書（写）並びに48年分から51年分までの確定申告書（写）（以下「申告書」という。）を見ると社会保険料控除額がそれぞれ計上され、48年分以降の申告書には、国民年金保険料額が計上されている。しかし、51年分の申告書に計上されている国民年金保険料額は、夫婦二人分の12か月の保険料額（昭和51年4月に改定された額）が記載されているものの、上述のとおり、同年は、現年度保険料以外に49年1月から50年3月までの保険料が過年度納付されているにもかかわらず、その合算されるべき保険料額が加算されていない上、当時納付されていなかった49年分及び50年分の申告書にも、それぞれ夫婦二人分の12か月の保険料額が計上されているなど、その記載内容は申立人の保険料納付状況と符合しておらず、不自然さは否めない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から45年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月から45年12月まで

私は、結婚後にA市内の社宅に居住していた昭和40年9月ごろ、知人から国民年金に加入するよう勧められ、国民年金に任意加入したと思う。

私は、加入手続の様子など詳しいことは覚えていないが、市の職員が、毎月、社宅に集金に来ていた記憶があり、国民年金に加入した当時の保険料額は、月額1,200円から1,300円程度であったと記憶している。

私は、昭和46年にB市へ転居後、保険料の負担が大きいことから納付をやめたように思うが、A市の社宅に居住していた申立期間については、保険料を納付していたと思うので、もう一度、納付記録をよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年9月ごろに国民年金の任意加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を自身で、毎月、集金人に納付していたと申し立てている。

しかし、申立人に係る国民年金記録を見ると、特殊台帳及び申立人の所持する国民年金手帳から申立人は、昭和50年9月13日付けで任意加入被保険者として国民年金に加入していることが確認できる。国民年金の任意加入被保険者は、加入時に国民年金の被保険者資格を取得するため、申立期間は国民年金の未加入期間となり、制度上、申立人は未加入期間の保険料を納付することはできない。

また、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び申立期間に申立人が居住していた住所地を管轄する社会保険事務所(当時)が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、納付開始当初の保険料額は、月額1,200円から1,300

円程度であったと記憶しているところ、申立人が国民年金に任意加入した昭和50年9月当時の保険料は月額1,100円であることから、申立人の記憶はこの当時のものであった可能性も否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年7月まで

昭和36年4月ごろ、A市役所で国民年金の加入手続を行った。その時に市役所で国民年金手帳を受け取ったのか、後日郵送されてきたのか定かでないが、引っ越しをした37年ごろに濃い色の国民年金手帳が手元にあったことを覚えている。自転車に乗って自宅に来ていた集金人に申立期間の保険料を納付した。母が保険料を納付してくれたこともあるが、母がどの期間の保険料を納付してくれたか定かでない。どのくらいの頻度で集金人が自宅を訪ねていたか覚えていないが、当時の保険料は百数十円であったと記憶している。生活が苦しかったので保険料の納付が遅れることもあったと思うが、私又は母が申立期間の保険料を納付したので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月ごろ、A市役所で国民年金の加入手続を行い、集金人に申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和36年1月に最初の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できる。

しかし、申立人は国民年金の加入手続について「A市役所で加入手続をしたと思うが、その手続が年金加入手続だったか、別の手続であったか定かでない」と陳述しており、加入手続に関する記憶が曖昧である。また、A市役所の庁舎はA市B町（現在は、C市D町）に存在したが、A市は昭和31年2月にほかの市町村と合併してC市となり、旧A市役所庁舎は35年には市役所庁舎としての機能を失っており、36年4月ごろ、A市役所で年金の加入手続を行った

とする申立人の陳述と符合しない。

また、申立人は、昭和 37 年ごろ、E 県から F 市 G 区に転居したと陳述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号払出簿の備考欄を見ると「不在 39. 3. 1」「43. 6. 3 送付 H 社保へ」の記載が確認でき、同年ごろに転居したときに年金記録上の住所変更手続を行っていなかったものと推定され、加入手続を含め国民年金に関する手続が適正になされていたとは考え難い。

さらに、申立人から保険料の納付に関する具体的な陳述は得られず、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情を酌み取ることはできなかった。

加えて、昭和 61 年 11 月に申立人に二つ目の国民年金手帳記号番号が払い出されているが、この手帳記号番号での国民年金被保険者資格の取得日は同年 4 月とされており、申立期間は未加入期間であるため、この手帳記号番号で申立期間の保険料を納付することはできない。また、最初の手帳記号番号と統合された平成 21 年 11 月の時点においては、申立期間の保険料は時効の成立により制度上納付することはできない。

そのほか、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、各種氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月及び同年2月

私は、昭和41年12月末で結婚のために会社を退職した。42年1月初めに自治会のAさんが母の国民年金保険料の集金に来た際、「Bちゃん、会社を辞めたなら国民年金に入られたらいいですよ」と母に勧めていた。その時、母が私の同年1月の保険料を納め、その後、同年2月の保険料を納めてくれた。

私の母も、Aさんも既に亡くなっているが、当時、母が自治会の集金人に保険料を納めてくれた記憶があるので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が自治会の集金人に申立人の国民年金加入を勧められ、加入手続をして保険料を納付してくれたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金資格記録を見ると、特殊台帳の記録から、昭和50年2月12日に任意で国民年金に加入したことが確認できる。この場合、加入手続時点においては、申立期間は国民年金未加入期間であり、保険料を納付することはできない。

また、申立期間が国民年金加入期間として記録されたのは、高齢任意加入のため平成14年12月に申し立てられた「公的年金加入等の状況申立」による調査結果に基づき、15年1月にオンライン記録として入力されたもので、この時点においては、申立期間の保険料は時効の成立により、制度上、納付することはできない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の母親は既に亡く

なっているため具体的な状況は不明である。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について各種氏名検索を行ったがその形跡は見当たらず、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から48年12月まで

昭和48年ごろ、妻が友達から国民年金の話を知ってきたので、私が、A市役所に相談に行ったところ、窓口の職員から国民年金保険料の納付の抜けているところを、さかのぼって納付できることを聞いた。商売を始めたばかりで、夫婦二人分の保険料を納めるには金額が大きかったため、とりあえず私の分のみ手続をし、保険料は2回ぐらいに分けて納付した。

空いているところは確実につないでもらったはずなので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年ごろ国民年金に加入し、未納期間はすべてさかのぼって納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和52年4月1日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿より確認できる。また、手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、同年1月31日ごろ加入手続を行ったことが分かり、この時点で、時効が成立していない49年1月から51年3月までの保険料は過年度納付を行ったことが特殊台帳から確認できるが、申立期間の保険料は時効の成立により、制度上、納付することはできない上、この時期は、特例納付実施期間ではないため、申立期間の保険料を特例納付することもできない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について各種氏名検索を行ったがその形跡は見当たらず、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から41年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月から41年12月まで

国民年金の加入は、昭和38年7月に会社を退職した後に同居していた母がA県B市役所で加入手続をしたのか、結婚した38年10月以降に私がC市で加入手続をしたのかの記憶は定かでないが、国民年金は義務だと思っていたので加入した。

加入後は、町内の役員が毎月集金に来たので保険料を納付した。納付を始めたころの保険料は1か月が100円であった。

また、元夫が国民年金に加入していた期間は、私が夫婦二人分の保険料を一緒に納付した。

保険料を毎月納付していたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年7月に会社を退職した後か、同年10月に結婚した後か、記憶は定かでないが国民年金に加入して保険料を毎月納付していたと申し立てている。

そこで、申立人及び申立人の元夫の国民年金の加入手続時期をみると、国民年金手帳記号番号払出簿から、手帳記号番号が昭和41年6月22日に夫婦連番で払い出されていることが確認できる。この時点では、申立期間のうち、38年7月から39年3月までの保険料は時効により、制度上納付することはできない。

また、国民年金手帳記号番号の払出時点では、申立期間のうち、昭和39年4月から41年3月までの保険料は過年度納付が可能であるが、申立人はさかのぼって保険料を納付したことはないと陳述している。

さらに、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の元夫の納付状況を見ると、オンライン記録から、申立期間の保険料は厚生年金保険被保険者期間を除き未納であることが確認でき、夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたとする陳述と符合しない。

加えて、申立人の国民年金の加入手続に関する記憶は曖昧^{あいまい}であり、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情を酌み取ることはできない。

このほか、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年9月から42年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月から42年2月まで

私は、申立期間当時、世帯主として独立して家業のA事業を営むかたわら、別にB事業を行っていた。それに伴い、当時税務申告を依頼していた税理士の勧めで、節税対策の一環として国民年金に加入した。

私の保険料については、父親が半年ごとに数千円程度を集金人に納付していたと記憶している。

また、私の手元にある年金手帳には「昭和41年4月1日～42年3月1日(1号)」の記載があり、これは申立期間の一部にあたる。

さらに、当時はB事業から、本業とは別に月額約20万円程度の収入を得ており、十分に納付可能な経済状態であった。

それなのに未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時に、税理士の勧めを受けて国民年金に加入し、保険料は、申立人の父親が集金人に納付していたはずであると申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の加入者の払出処理日から、平成元年10月になされたものと推定できる。

この場合、加入手続時点では、申立期間の保険料は時効の成立により、既に納付できない期間となっている。

また、申立人の資格記録を見ると、申立期間のうち、昭和41年3月以前は任意の未加入期間であることが市のオンライン記録から確認でき、この国民年金手帳記号番号によっては、制度上、保険料を納めることはできない。

さらに、別の手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン

記録による申立人の氏名索引及び居住地を所管する社会保険事務所（当時）の国民年金手帳記号番号払出簿の内容の確認を行ったが、別の手帳記号番号の存在はうかがえなかった。

加えて、申立人本人は加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、納付をめぐる記憶は定かではなく、保険料を納付していたとする父親、節税対策として加入を勧めたとする税理士も既に他界しているため、当時の事情を聴取することはできず、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

なお、申立期間のうち、昭和41年4月1日以降について、加入手続当初は、強制加入被保険者期間として管理されていたものが、平成15年9月に任意の未加入期間に訂正処理されていることがオンライン記録から確認できるが、この訂正処理時期は、申立人が60歳を迎え特別支給の老齢厚生年金に係る裁定請求を行った時期と符合している点を踏まえると、合算対象期間（カラ期間）を算出する必要性から申立人が大学生であった期間を確認の上、なされたものと考えられ、一連の事務処理に不自然さはいわゆるうかがえない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から51年9月まで

昭和53年ごろから56年ごろの間に、母がA市役所で私の国民年金の加入手続きをしてくれ、当時は申立期間の保険料を一度に支払えるお金がなかったので、分割で何回かに分けてその母が市役所に支払ってくれたと聞いている。

母が死亡しているため、どのように納めてくれたかなどの詳細は分からないが、そのころは母に毎月3万円ぐらいを渡しており、母から「終わったよ」と聞いたことを覚えているので、申立期間が未加入で未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年ごろから56年ごろの間に、申立人の母親が国民年金の加入手続きをし、その後、申立期間の保険料を何回かに分けて市役所に納付してくれたと申し立てている。

そこで、申立人の資格記録を見ると、昭和55年5月1日付け強制加入として、初めて国民年金の資格を取得していることが、申立人が所持する年金手帳、市の被保険者名簿及びオンライン記録のいずれにおいても確認できる。この場合、申立期間は未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人の加入手続きは、前後の任意加入者の資格取得日から第3回特例納付期間(昭和53年7月から55年6月まで)の最終月に当たる昭和55年6月になされたものと推定できるものの、特例納付は強制加入期間を対象としていたことから、この場合においても、申立期間の保険料を納付することはできない上、A市では、特例納付を含め過年度保険料の収納を行っていなかったとしており、申立期間の保険料を市役所で納めたとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、申立人は、加入手続及び申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、納付をめぐる記憶は定かでないほか、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所(当時)において国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号の存在はうかがえなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は、昭和36年4月ごろ、婦人会の役員の方に勧められて、町内の町会館において夫婦二人分の国民年金の加入手続をし、申立期間については、私自身が、同会館にて婦人会の集金人に対し、一人1か月100円の保険料を現金でそれぞれ1年分ずつ1年ごとに前納した。それなのに申立期間が未納とされているのは納得できない。長女が同年*月生まれなのでこの子が25歳になるまで支払えばいいと考えて納めていたので、よく覚えている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、1年分ずつ1年ごとに前納したので、未納とされているのに納得できないと申し立てている。

そこで、申立人夫婦の加入手続時期をみると、昭和38年4月22日に夫婦連番で国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、これより2年前に当たる36年4月に加入したとする申立人の陳述とは符合しない。

また、国民年金手帳記号番号の払出時点では、申立期間のうち、昭和37年3月以前については、過年度期間となるが、市における納付組織は過年度保険料の収納は行っておらず、この間の保険料を婦人会の集金人に納付したとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、申立人夫婦の納付記録を見ると、昭和39年7月から40年6月までの保険料を39年7月2日に、昭和42年度分を昭和42年4月3日にそれぞれ12か月分ずつまとめ払いしていることが市の被保険者名簿の記録から確認できることから、この間の事情と錯誤している可能性も否定できない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、別姓を含む別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）において国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は、昭和36年4月ごろ、妻が婦人会の役員の方に勧められたので、町内の町会館において妻に夫婦二人分の国民年金の加入手続をしてもらい、申立期間の保険料は、その妻に、同会館にて婦人会の集金人に対し、1か月100円の保険料を現金で1年分ずつ1年ごとに前納してもらった。妻にすべて任せていたので詳しくは覚えていないが、最初の加入した時期が抜けているのは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月ごろに妻に国民年金の加入手続をしてもらい、申立期間の国民年金保険料は、その妻が1年分ずつ1年ごとに前納したので、未納とされているのに納得できないと申し立てている。

そこで、申立人夫婦の加入手続時期をみると、昭和38年4月22日に夫婦連番で国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、これより2年前に当たる36年4月に加入したとする申立人の陳述とは符合しない。

また、国民年金手帳記号番号の払出時点では、申立期間のうち、昭和37年3月以前については、過年度期間となるが、市における納付組織は過年度保険料の収納は行っておらず、この間の保険料を婦人会の集金人に納付したとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、申立人夫婦の納付記録を見ると、昭和39年7月から40年6月までの保険料を39年7月2日に、昭和42年度分を昭和42年4月3日にそれぞれ12か月分ずつまとめ払いしていることが市の被保険者名簿の記録から確認できることから、この間の事情と錯誤している可能性も否定できない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）において国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は、昭和50年*月に夫が亡くなり、年金が必要と思ったので国民年金に加入するとともに、申立期間を含む36年4月から50年11月までの保険料を市役所でまとめて納付した。納付した金額は約15万円ぐらいだったと思うが、はっきりした記憶ではない。しかし、記録では昭和39年度からの納付となっており、びっくりした。私の年金手帳には、被保険者となった日が昭和36年4月1日と書かれているし、間違いなく昭和36年度から納付したので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年に夫が亡くなった後、国民年金に加入し、申立期間を含む36年4月から50年11月までの間の保険料を一括して納付したと申し立てている。

そこで、申立人の特殊台帳を見ると、昭和47年度検認欄に「昭和39年4月から47年12月まで、附則18条、¥94,500」、「50.12.」の記載があり、昭和50年12月に39年4月から47年12月までの保険料、9万4,500円を特例納付したことが確認できるとともに、後続する48年1月から50年3月までは過年度納付印が確認できるものの、申立期間に係る特例納付の記載は確認できない上、申立期間の納付状況欄には未納を示す「0000」の記載が確認でき、これらの記録に不自然な点は見当たらない。

また、市の被保険者名簿を見ると、申立期間は未納を示す空欄であり、後続する昭和39年4月から56年3月までは、すべての月の検認記録欄に保険料納付日を示す日付の押印が確認でき、納付日ごとに適時納付管理されていたことがうかがわれる上、39年4月から50年3月までの日付印は「50.12.25」、同

年4月から同年12月までの日付印は「50.12.27」とあることから、これらの期間の保険料を同年12月にまとめて納付したことが確認でき、特殊台帳の記録とも一致する。

これらの点を踏まえ、特例納付が無年金者の救済措置として設けられた制度であった状況に鑑^{かんが}みると、申立人が国民年金の受給権を確保するためには、23年間の納付期間を必要とするが、申立人の国民年金の加入手続時期と考えられる昭和50年12月時点においては10年強不足することから、余裕を持たせて12年弱を補う39年4月まで遡^{そきゅう}及納付して受給権を確保したと考えるのが自然である。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、旧姓を含めた別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）において国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対し別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から48年9月までの期間及び49年9月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年8月から48年9月まで
② 昭和49年9月から52年3月まで

私の国民年金については、父が加入手続を行い、私が結婚する昭和57年7月まで、父が私の保険料を納付してくれていたため、当時の詳しい事情は分からないが、生前父から、20歳から結婚するまで1か月も欠けることなく私の保険料を納付したと聞いている。

私も、区役所の職員が毎月自宅に保険料を集金に来て、印紙を手帳に貼^はっていたことをよく覚えている。

申立期間が未納とされているので、もう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が、申立人に係る国民年金の加入手続を行い、20歳から申立人が結婚するまで、申立人の保険料を納付してくれていたと申し立てていることから、自身の加入手続及び申立期間①及び②当時における保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行って来ていたとする父親も既に亡くなっているため、当時の具体的な加入状況及び納付状況は不明である。

そこで、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、昭和49年1月に申立人の弟と連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに申立人及びその弟に係る国民年金の加入手続が一緒に行われたものと推定され、それぞれ20歳到達日までさかのぼって国民年金被保険者の資格を取得しているところ、申立人は、加入手続が行われた当時、厚生年金保険の被保険者であり、申立人が厚生年金保険の被保険者の資格を取得した申立期間①直後の48年10月まで期間をさかのぼ

って国民年金被保険者の資格を喪失させていることが申立人の特殊台帳により確認できる。一方、弟については、その時点で集金人に納付が可能であった同年4月から49年3月までの保険料を現年度納付しているが、20歳から48年3月までの過年度保険料は未納となっている。

また、当時、申立人と同居していたとする申立人の妹についてみると、昭和52年9月に申立人と一緒に付加年金に加入し、そのころに国民年金手帳記号番号が払い出されていることから、付加年金の申出と同時に妹に係る国民年金の加入手続が行われたものと推定される上、申立人及びその妹と共に、その時点で集金人に納付が可能であった申立期間②直後の同年4月以降の保険料を現年度納付し、同年9月から付加保険料を納付していることがそれぞれの特殊台帳により確認できることを踏まえると、申立人の父親は、申立人に係る国民年金の再加入手続を妹の加入手続と一緒に言い、妹と一緒に申立期間②直後の同年4月の現年度保険料から納付を開始したものとみるのが自然である。

さらに、申立人の父親が、申立期間①及び②の保険料を集金人に現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった上、申立期間①及び②は合計5年9か月に及び、このような長期間にわたり、納付記録が毎回連続して欠落することは考え難い。

加えて、申立人の父親が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から45年3月まで

私は、会社を退職したら必ず国民年金に加入しなければならないと思っていたので、会社を退職した翌月の昭和37年10月ごろ、区役所で国民年金の加入手続を行ったように思う。また、私の国民年金手帳にも、任意加入被保険者の資格取得日が同年10月1日と記載されており、それ以降、保険料を納付してきたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る特殊台帳及びオンライン記録によると、昭和45年4月15日に国民年金の任意加入被保険者の資格を取得していることが確認できるところ、申立人の所持する国民年金手帳には、その資格取得日が37年10月1日と記載されており、オンライン記録と申立人の国民年金手帳の記載との間に相違がみられる。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号前後のほかの任意加入被保険者に係る資格取得日を調査すると、いずれも昭和45年4月中にその資格を取得し、それぞれ国民年金手帳記号番号払出簿による手帳記号番号の払出日と符合するとともに、申立人の国民年金手帳を見ると、印紙検認記録欄の最初の年度が昭和44年度である上、当該年度に保険料を納付したことを示す検認印が無く、申立期間直後の昭和45年4月以降に検認印が確認できることなどを踏まえると、社会保険庁の記録で確認できる資格取得日に、申立人の任意加入手続が行われたものとみるのが自然である。一方、国民年金手帳に記載された資格取得日については、これらの事情は見当たらないことから、当時の区役所担当者による誤記である可能性も否定できない。これらのことを踏まえると、申立期間は、記録上、国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができな

ったものと考えられる。

また、申立人が、申立てどおり、昭和37年10月ごろに国民年金の任意加入手続きを行い、申立期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認し、別の読み方による各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった上、申立期間は7年以上に及び、このような長期間にわたり、納付記録が毎回連続して欠落することは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年1月まで
昭和37年に結婚して間もないころ、民生委員のような人に勧められたので、当時同居していた母親に夫婦二人分の加入手続をしてもらった。
毎月集金の人に来て、夫の分と一緒に夫婦二人分の保険料を納付していた。
申立期間に夫の納付記録はあるのに、私の納付記録が無いのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年ごろに、母が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、自身で集金人に納付していたと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳等を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和43年2月1日を国民年金被保険者資格の取得日として、同年2月6日に払い出されており、申立期間は国民年金未加入期間となることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、夫の国民年金手帳記号番号は、婚姻日より前の昭和36年12月20日に払い出されており、申立人の母が夫婦二人分の加入手続を行ったとする申立内容と符合しない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立期間は82か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え

難い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 5 月 1 日から 31 年 3 月 26 日まで
オンライン記録によれば、A社における厚生年金保険加入期間について、昭和 34 年 11 月 20 日に脱退手当金を受給したとされている。

A社退職後に脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は請求した記憶は無く、受給していないとしている。

オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3年8か月後の昭和34年11月20日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、脱退手当金を支給したことを示す表示が記されているほか、給付記録欄には支給金額、資格期間及び支給年月日等が記載されており、その内容はオンライン記録と一致している上、申立人の脱退手当金支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は支給できなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 11 月 17 日から 35 年 9 月 11 日まで
オンライン記録によれば、A社における厚生年金保険加入期間について、昭和 35 年 12 月 23 日に脱退手当金を受給したとされている。
脱退手当金の請求手続を行ったことはなく、受給した記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職した際、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和35年12月23日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページを含む前後計5ページに記載された女性のうち、申立人と同一時期（おおむね2年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した46人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め40人みられ、うち35人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されている上、同一支給日の受給者も散見できるほか、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、脱退手当金が支給決定される直前の昭和35年12月8日付けで脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことを示す「回答済」の表示が確認できるほか、脱退手当金の支給額に計算上の

誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年3月15日から35年1月17日まで
オンライン記録によれば、A社B支店における厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金が支給済みとされている。

A社は結婚のために退職したが、当時脱退手当金については何も知らなかった。

脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1年4か月後の昭和36年5月10日に支給決定されていることが確認できる。申立人は、A社B支店退職直前の34年12月*日に婚姻しているところ、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の氏名が脱退手当金支給決定直前の36年4月7日付けで旧姓から新姓に氏名変更されていることが確認できることから、脱退手当金の請求手続に伴い訂正処理が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、脱退手当金支給決定直前の昭和36年3月2日付けで脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことを示す「回答済」の表示が確認できる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年から平成 6 年まで

私は、勤務時期は覚えていないが、A市B区にあったC社でD業務に従事していた。社会保険事務所（当時）の記録によると、同社における勤務期間について厚生年金保険加入記録が見当たらない。同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

勤務時期は覚えていないが、A市E区にあったF社で正社員としてG業務に従事していた。社会保険事務所の記録によると、同社における勤務期間について厚生年金保険加入記録が見当たらない。同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

勤務時期は覚えていないが、A市H区にあったI社でJ業務に従事していた。社会保険事務所の記録によると、I社における勤務期間について厚生年金保険加入記録が見当たらない。I社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

勤務時期は覚えていないが、A市J区にあったK社に勤務していた。社会保険事務所の記録によると、同社における勤務期間について厚生年金保険加入記録が見当たらない。同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

勤務時期は覚えていないが、A市L区にあったM社N工場でO業務に従事していた。社会保険事務所の記録によると、同社N工場における勤務期間について厚生年金保険加入記録が見当たらない。同社N工場に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

勤務時期は覚えていないが、P市にあったQ社でR業務に従事していた。社会保険事務所の記録によると、同社における勤務期間について厚生年金保険加入記録が見当たらない。同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

勤務時期は覚えていないが、S市にあったT社でU業務に従事していた。社会保険事務所の記録によると、同社における勤務期間について厚生年金保険加入記録が見当たらない。同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

勤務時期は覚えていないが、V市にあったW社で正社員として勤務していた。社会保険事務所の記録によると、同社における勤務期間について厚生年金保険加入記録が見当たらない。同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

勤務時期は覚えていないが、X市にあったY社に正社員として勤務していた。社会保険事務所の記録によるとY社における勤務期間について厚生年金保険加入記録が見当たらない。Y社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

事業所名及び勤務時期は覚えていないが、今回の申立期間のうち、最初にS市にあったZ社に勤務していた。社会保険事務所の記録によると、当該Z社勤務期間について、厚生年金保険加入記録が見当たらない。当該Z社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、C社に係る期間については、昭和35年9月、49年2月及び60年11月のA市B区の住宅地図によると、申立人が同社の所在地として申し立てている地域において、同社の所在は確認できない。

また、C社における申立人に係る雇用保険記録は確認できない上、申立人は、同社の従業員は10人程度であったという以外、勤務時期、事業主名及び同僚名について覚えていない旨陳述しており、同社における申立人の勤務について確認ができない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、C社が厚生年金保険適用事業所となった記録は確認できず、ほかに該当すると思われる事業所も見当たらない。

加えて、申立人は、当時の給与支給額及び社会保険料の控除については覚えていない旨陳述しており、このほかに、申立人が、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間のうち、F社に係る期間については、申立人は、同社はA市E区にあった旨申し立てしているところ、同社から、「昭和30年代からA市E区に支店が所在していた」旨の陳述が得られた。

また、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が同社勤務時の同僚として名前を挙げている者が昭和39年12月11日に被保険者資格を取得し、43年3月1日に被保険者資格を喪失していることが確認できることから、期間は特定できないものの、申立人が、同社に勤務していたことが推測できる。

一方、F社のa職から、「正社員は社会保険に加入しているが、20年以上前であればパート・アルバイト及び試用期間中に退職した社員については、社会保険の加入手続はしていなかったかもしれない」旨の陳述が得られたところ、同社で昭和37年から47年までの間において厚生年金保険被保険者資格を取得し、それぞれ30年以上の被保険者期間を有している複数の同僚は全員申立人を覚えておらず、また、同社における申立人に係る雇用保険記録も確認できないことから、申立人が正社員であったことは確認できない。

さらに、申立人は、当時の給与支給額及び社会保険料の控除については覚えていない旨陳述しており、このほかに、申立人が、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間のうち、I社に係る期間については、申立人は、同社はA市H区に所在していた旨申し立てしているところ、b社から、「平成10年ごろまでは、A市H区においてc業務に従事していた」旨の回答が得られたことから、期間は特定できないものの、申立人はb社で勤務していたことが推測できる。

一方、b社における申立人に係る雇用保険記録は確認できない上、連絡のとれた複数の同僚はいずれも申立人を覚えていない旨陳述している。

また、b社では、「現在保管している会社の労働者名簿（昭和60年以降）に申立人の名前は見当たらない」旨回答していることから、申立人が、同社で厚生年金保険の適用対象者として勤務していたことは確認できない。

さらに、申立人は、当時の給与支給額及び社会保険料の控除については覚えていない旨陳述しており、このほかに、申立人が、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間のうち、K社に係る期間については、申立人は、当初、勤務先事業所名を「K社」と申し立てていたが、後日、事業所名はd社であった旨申立内容を変更している。

そこで、申立内容の変更を踏まえ、現地調査を行った結果、申立ての場所にあった事業所は、当初d社で、その後、K社（商業登記簿上の設立日は平成元年4月*日）となったことが確認でき、期間は特定できないものの、申立人が、d社又はK社に勤務していたことが推測できる。

一方、社会保険事務所の記録によると、A市J区においてd社又はK社の名称の厚生年金保険適用事業所は確認できない。

また、申立人は、当時の給与支給額及び社会保険料の控除については覚えていない旨陳述しており、このほかに、申立人が、事業主により給与から厚生年

金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、A市e区にd社の当時の事業主の家族が独立して同じ社名の会社を設立しており、社会保険事務所の記録によると当該事業所は昭和40年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるが、当該事業所は申立てと所在地が異なることに加え、申立人がd社勤務時の上司及び同僚として名前を挙げている者は、A市e区のd社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において氏名は確認できず、申立ての事業所とは別事業所であると認められる。

申立期間のうち、M社N工場に係る期間については、同社N工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、新規適用日の昭和42年2月1日から44年12月16日までの間に被保険者資格を取得し、平成7年以降に資格を喪失していることが確認できる複数の同僚は、全員が、「申立人について記憶にない」旨陳述している。

また、M社では、「当社N工場は昭和43年6月1日に厚生年金基金に加入しており、申立人の加入記録を確認したが見当たらなかった」旨回答している。

さらに、M社N工場における申立人に係る雇用保険記録は確認できない上、申立人は、同社N工場における勤務時期、事業主名、及び同僚について覚えていない旨陳述しており、同社N工場における申立人の勤務について確認ができない。

加えて、申立人は、当時の給与支給額及び社会保険料の控除については覚えていない旨陳述しており、このほかに、申立人が、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間のうち、Q社に係る期間については、申立人は、同社はP市に所在していた旨申し立てしているところ、同社に係る商業登記簿によると、同社は設立時（昭和36年9月*日）から昭和49年12月20日に社名変更し、S市に移転するまでP市に所在していたことが確認できることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推測できる。

一方、Q社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、新規適用日の昭和37年3月1日からS市に移転する49年12月20日までの間、同社に勤務していたことが確認でき、連絡のとれた複数の同僚は、全員が、「申立人について記憶にない」旨陳述しているほか、同社の元社長も、「申立人については記憶が無い」旨陳述している。

また、Q社における申立人に係る雇用保険記録は確認できない上、申立人は、同社における勤務時期、事業主名及び同僚について覚えていない旨陳述していることから、申立人が、同社で厚生年金保険の適用対象者として勤務していたことは確認できない。

さらに、申立人は、当時の給与支給額及び社会保険料の控除については覚えていない旨陳述しており、このほかに、申立人が、事業主により給与から厚生

年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間のうち、T社に係る期間については、社会保険事務所の記録によるとS市内にT社の名称の厚生年金保険適用事業所が所在することが確認できることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推測できる。

一方、T社が厚生年金保険適用事業所であった期間（昭和38年8月1日から41年4月29日まで）に被保険者であったことが確認できる複数の同僚から、同社では試用期間があった旨の陳述が得られ、そのうちの一人から「試用期間は2か月であった」旨の陳述が得られた。

また、申立人がT社勤務時の同僚として名前を挙げている者は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において氏名が確認できない。

さらに、T社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、新規適用日である昭和38年8月1日に被保険者資格を取得し、適用事業所ではなくなった41年4月29日に被保険者資格を喪失したことが確認できる複数の同僚は、全員が、「申立人について記憶に無い」旨陳述しているほか、申立人に係る雇用保険記録は確認できない上、申立人は、同社における勤務時期、事業主名について覚えていない旨陳述しており、申立人が、同社で試用期間を越えて、かつ、厚生年金保険の適用対象者として勤務していたことは確認できない。

加えて、申立人は、当時の給与支給額及び社会保険料の控除については覚えていない旨陳述しており、このほかに、申立人が、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間のうち、W社に係る期間については、昭和40年8月、49年1月及び62年8月の住宅地図によると、申立人が同社の所在地と申し立てている地域において、同社の所在は確認できない。

また、社会保険事務所の記録によると、W社が厚生年金保険適用事業所となった記録は確認できず、ほかに該当すると思われる事業所も見当たらない。

さらに、申立人は、当時の給与支給額及び社会保険料の控除については覚えていない旨陳述しており、このほかに、申立人が、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間のうち、Y社に係る期間については、申立人は、同社はX市に所在していた旨申し立てているところ、社会保険事務所の記録によると、X市にY社の社名を使用する厚生年金保険適用事業所が確認できることから、期間は特定できないものの、申立人がf社に勤務していたことが推測できる。

一方、社会保険事務所の記録によると、f社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の平成9年8月1日であることが確認できる。

また、f社から、「昭和55年6月以降の給与支払い台帳が残っているが、申立人に係る支払記録は確認できない」旨の回答を得た。

さらに、申立人は、当時の給与支給額及び社会保険料の控除については覚え

ていない旨陳述しており、このほかに、申立人が、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間のうち、S市にあったZ社に係る期間については、申立人は「S市にあったZ社に勤務していた」旨申し立てしているところ、Z社の事業所名及び住所等を記憶しておらず、また、雇用保険の記録も無いことから、勤務実態の確認ができない。

さらに、申立人は、当時の給与支給額及び社会保険料の控除については覚えていない旨陳述しており、このほかに、申立人が、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 5909 (事案 4305 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から6年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額より低く記録されていることが分かった。

それで、年金記録確認第三者委員会に対して記録の訂正を申し立てたが、社会保険事務所の処理に遡及訂正等不審な点は見当たらない、申立期間当時に控除されていた保険料額を確認できない等として、申立ては認められなかった。

当時の事業主が、「申立人の給料を常識では考えられないほど急激に引き下げたことはなく、低い標準報酬月額の届出も行っていない。事業主が申立人の給料を引き下げ、引き下げた標準報酬月額を届け出て、少ない保険料しか納付していなかったという証拠を社会保険庁(当時)が示すなら、責任を持って話し合いに応じて解決する」と証言してくれているので、この証言を考慮して再審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 社会保険事務所の処理に遡及訂正等不審な点は見当たらない、ii) A社は平成10年に破産しており、元事業主は申立期間当時の資料を保管していないため、申立期間に申立人が控除されていた保険料額を確認できない、iii) 社会保険事務所の記録から、A社が平成5年4月から保険料を滞納していたことが確認でき、申立期間にはほかの従業員についても標準報酬月額の引き下げ改定が行われていることから、同社は申立人についても標準報酬月額の引き下げ改定の届出を行ったことが考えられる、

iv) 申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年10月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当時の事業主の証言を考慮してほしいと主張するが、当該証言は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年1月から25年12月までの期間のうち1年程度

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A社で勤務したので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は既に破産しており、同社の破産管財人は申立期間当時の関係資料を保管していないため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況は確認できない。

また、申立人が記憶する同僚は1人を除いて連絡先不明であり、連絡のとれた1人は申立人を記憶していないため、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会し6人から回答を得たが、申立人を記憶している者はいない。

さらに、当該被保険者名簿の記録に^{そきゅう}遡及訂正等の不自然な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年1月1日から同年5月20日まで
② 昭和23年6月30日から同年7月20日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には昭和23年1月1日から同年7月20日まで勤務したので、申立期間についても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社で勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと申し立てている。

しかし、A社は、昭和25年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することはできない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に加入記録が確認できる複数の元従業員に照会したが、申立人の申立期間における勤務実態等を確認できる回答は得られなかった。

さらに、申立期間①については、上記の加入記録が確認できる同僚のうち1人は、「私は1か月から2か月の試用期間経過後に厚生年金保険に加入した。試用期間は人によって長短があったと思う」旨陳述している。

加えて、A社における申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ると、厚生年金保険被保険者記号番号は昭和23年6月9日に払い出されている。

また、申立期間②については、申立人の退職時期に係る申立人の陳述と申立人の兄で同僚であった者の陳述が食い違っていることから、申立人の勤務につ

いて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 12 月 31 日から 34 年 3 月 3 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。昭和 33 年末に前職を退職後、すぐに同社に就職し、35 年 10 月の退職まで休みなく働いたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間からA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、昭和 62 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、また、申立人が記憶する同僚は連絡が取れず、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に加入記録の有る元従業員に照会しても申立人を覚えている者がいないため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

さらに、申立人が、昭和 33 年末にB県からC県と一緒に転居してともにA社の社員寮に入寮し、同社での業務も同職種であったと陳述している同僚は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一日の34年3月3日に資格を取得していることが確認できる。

加えて、前述の照会に対して回答のあった3人の元従業員のうち自身の入社時期を記憶していた二人は、それぞれ、記憶している入社時期から1か月又は2か月後に被保険者資格を取得していることが、前述の被保険者名簿から確認できる。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿で確認できる申立人の同記

号番号の払出日は昭和 34 年 3 月 10 日であり、資格取得日（昭和 34 年 3 月 3 日）と近接しており、不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 2 月ごろから 36 年 3 月ごろまで

私は、申立期間においてA県B市に所在したC社に勤務していた。社会保険事務所(当時)から、申立期間は同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であるとの説明を受けたが、間違いなく厚生年金保険に加入していたと思うので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 34 年 2 月ごろから 36 年 3 月ごろまでA県B市に所在したC社に勤務していたと申し立てているところ、事業主及び同僚の陳述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 43 年 3 月 1 日であり、申立期間は同社が適用事業所となる前の期間に当たる。

また、C社の事業主は、「個人事業所であったC社は、昭和 43 年に法人化するに当たり厚生年金保険にも加入することになった。当社は 63 年に解散し、当時の資料が無く記憶のみであるが、適用事業所となるまでの期間は、給与から厚生年金保険料は控除していなかったと思う」と陳述している。

さらに、C社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 43 年 3 月 1 日に資格を取得している複数の同僚からも上記の事業主と同趣旨の陳述が得られた。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除についての記憶は定かではなく、申立期間について厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月12日から同年7月14日まで

私は、A社（現在は、B社）に平成元年5月12日から同年7月13日まで勤務したが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、当該期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

申立期間は当該事業所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことは、雇用保険の記録及び同僚の陳述により確認できる。

しかしながら、B社の事業主は、「当社では当時、すべての従業員に対して試用期間を設けていた。雇用保険は入社直後から加入させたが、厚生年金保険については入社後一定期間は加入させず、その間は給与から厚生年金保険料も控除していなかった」旨の陳述をしている。

また、複数の同僚からも、「入社して数か月間は厚生年金保険に加入させない取扱いの試用期間があった。その間は給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと思う」とする上記の事業主と同趣旨の陳述が得られた。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらないほか、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点もうかがえない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 7 月 20 日から 22 年 7 月 25 日まで
② 昭和 22 年 8 月 1 日から 23 年 1 月 30 日まで
③ 昭和 23 年 2 月 1 日から 24 年 12 月 27 日まで

申立期間①については、A社のB部門で、申立期間②についてはC社でそれぞれ勤務していた。また、申立期間③については、D県にあったE社で勤務した2か月間の記録が見つかったものの、申立期間当時は、同社F支店でも勤務していたはずである。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、同僚の陳述から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたものと推認される。

しかしながら、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間の約6年後である昭和28年11月1日になってからであり、申立期間は適用事業所となる前の期間に当たる。

また、申立人が名前を挙げた当時の事業主については、申立期間において厚生年金保険の加入記録は無く、同人の資格取得日はA社が適用事業所となった昭和28年11月1日であることが確認できるほか、当時の社会保険事務担当者からは「私は昭和21年ごろに入社したが、厚生年金保険に加入したのは、A社が適用事業所となった28年11月1日からであり、同社が適用事業所となる前の期間に健康保険被保険者証は無かった。同社が適用事業所となる前の申立期間当時に保険料を控除したことは無いと思う」旨の陳述が得られた。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間①における被保険者記録は見当たらない。

申立期間②については、申立人が名前を挙げた社長、上司及び同僚並びに事業所所在地等が、同僚の陳述内容と一致していることから、期間は特定できないものの、C社に勤務していたものと推認される。

しかしながら、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の昭和23年2月1日であり、申立期間は適用事業所となる前の期間に当たる。

また、同僚からは「私は昭和22年4月に入社したが、厚生年金保険に加入したのは、C社が適用事業所となった23年2月1日からであり、適用事業所となる前に厚生年金保険料が給与から控除されていたことはなかったと思う」旨の陳述が得られたほか、申立人が名前を挙げた当時の社長、上司及び同僚は、いずれも申立期間において厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間②における被保険者記録は見当たらない。

申立期間③について、申立人はG市H区に所在したE社で勤務したほか、同社F支店においても勤務していたと申し立てている。

しかしながら、適用事業所台帳を調査したものの、E社F支店という名称の適用事業所は無く、類似名称の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿も調査したが、申立人に該当する記録は無い。

一方、申立人が勤務していたG市H区所在のE社が適用事業所となったのは、申立期間直後の昭和24年12月27日であり、申立期間は同社が適用事業所ではない期間であり、申立人が名前を挙げた上司についても申立人と同じく同年12月27日に資格を取得している上、申立期間当時の加入記録は見当たらない。

なお、申立人が名前を挙げたほかの3人の上司については、E社における被保険者記録は見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る保険料控除についての記憶は定かではないほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間③における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年9月5日から34年10月まで
② 昭和34年11月から36年1月10日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いと回答をもらった。

申立期間①はA社に在籍して派遣先のB社C工場で働き、申立期間②は、同工場に直接雇用されて勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社に在籍し、B社C工場に派遣されて同工場で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社の元事業主は、「当時、当社は申立人ともう一人の従業員をB社C工場に勤務させていたが、申立人とは別の従業員が同工場の争議に参加したために、昭和33年から同工場の仕事に携わることはなくなった」と陳述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が昭和33年9月5日に被保険者資格を喪失し、健康保険の被保険者証も社会保険事務所に返納されていることが確認できる。

また、A社は、平成17年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事務担当者も既に死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

さらに、申立人提出の履歴書を見ると、申立期間についてはD社に勤務していた旨の記載が有るところ、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

申立期間②については、申立人は、B社C工場の上司に仕事ぶりを認められ

て昭和 34 年 11 月に同社の正社員となり、厚生年金保険にも加入したと申し立てている。

しかし、当該上司は、申立人が申立期間に B 社 C 工場で勤務していたこと、及び申立人が同工場の正社員となる際に保証人になったことは記憶しているものの、申立人が正社員になった時期までは記憶していない。

また、当該上司は、「申立期間当時、B 社 C 工場で正社員として採用される基準は厳しく、また、正社員として採用されても、入社後 6 か月程度の試用期間が有った」と陳述しているほか、申立期間に B 社 C 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に加入記録の有る元従業員の一人は、自身について、「採用後 1 年間は正社員ではなく、厚生年金保険にも加入していなかった」と陳述していることから、申立人は、申立期間において同社の正社員ではなかったことがうかがえる。

さらに、B 社 C 工場の厚生年金保険記録を管理している E 企業年金は、申立期間当時の資料を保管しておらず、B 社 C 工場の元事業主、経理担当者及び給与計算担当者は既に死亡していることから、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月1日から28年6月1日まで
② 昭和28年10月26日から30年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和27年4月1日に入社し、30年6月1日まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、複数の元従業員の陳述から判断して、申立人が申立期間からA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社で被保険者資格を取得した日と同一日の昭和28年6月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、A社は昭和29年8月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の親会社でA社の事務も行ってたとみられるB社も38年10月31日に適用事業所ではなくなっている上、A社の申立期間当時の事業主は連絡先が不明であるため、事業所から申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認することはできない。

申立期間②については、複数の元従業員の陳述から判断して、申立人が、少なくとも昭和29年6月ごろまではA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によれば、A社は昭和29年8月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち、同日以降は適用事業所ではない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の欄

には、昭和 28 年 10 月 26 日付けの資格の喪失に伴い申立人の健康保険被保険者証が社会保険事務所に返還されたことを示す「証返納済」の押印が確認できる上、29 年 6 月には被保険者全員の健康保険被保険者証の検認が行われたことが確認できるところ、申立人の欄には検認印が無い。

さらに、A社の親会社でA社の事務も行ってたとみられるB社も昭和 38 年 10 月 31 日に適用事業所ではなくなっている上、A社の申立期間当時の事業主は連絡先が不明であるため、事業所から申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認することはできない。

このほか、申立人は、申立期間①及び②における保険料の控除について明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年12月2日から24年3月1日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。
B社C支社に入社し、以後はA社及びD社に継続して勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚の陳述から判断して、申立人が、申立期間にA社(現在は、E社及びD社)に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和24年3月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、E社及びD社は、申立期間当時の関係資料を保存していないため、申立人の勤務実態及び保険料控除は不明であるとしている。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年10月から28年4月まで
② 昭和28年7月から同年9月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

申立期間①は、A社B支社で、C業務に従事していた。申立期間②は、D社(現在は、E社)F工場でG業務に従事していた。

それぞれの申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社B支社でH職として勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、平成12年に解散しており、同社の業務を引き継いだI社は、「申立期間当時の関連資料は残っていないので、申立人の在職状況等は不明である」としており、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、申立人は、A社B支社の上司及び同僚を記憶していないため、同支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会し4人から回答を得たが、申立人を覚えている者はいない。

さらに、当該元従業員のうちの一人は、「自分もH職であったが、H職はすぐに退職する者も多かったので、入社後一定期間は厚生年金保険に加入させてもらえなかった。また、厚生年金保険に加入していない期間の給与から保険料は控除されていなかった」と陳述している。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

申立期間②については、申立人は、D社F工場勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、E社は、「申立人の人事記録は見当たらず、申立人の勤務状況等は不明である」としており、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、申立人は、D社F工場の上司及び同僚を記憶していないため、同工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会し13人から回答を得たが、申立人を覚えている者はいない。

さらに、当該元従業員のうち二人は、「入社後一定期間は、厚生年金保険に加入しなかった」と陳述している。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 24 年 3 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。同社には昭和 19 年 10 月 1 月から勤務しており、申立期間も給与から保険料を源泉控除されていた記憶があるので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元従業員からの陳述から判断して、申立人が申立期間もA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社で被保険者資格を取得した日と同一日の昭和 24 年 3 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、申立人所持の厚生年金保険被保険者証にも、申立人が「初めて資格を取得した年月日」は、A社の厚生年金保険新規適用日と同一日である（昭和 24 年 3 月 1 日）と記載されている。

さらに、申立期間当時の事業主、経理担当者及び申立人が同僚として記憶している者も、申立人と同一日の昭和 24 年 3 月 1 日にA社で厚生年金保険に加入していることが確認できる。

加えて、A社は、昭和 25 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主及び経理担当者の連絡先は不明のため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除は確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年1月から21年4月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、終戦の1年前から入社しており、仕事中にけがをして健康保険被保険者証を持って病院へ行った記憶がある。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の現在の事業主の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、女子労働者が厚生年金保険の加入対象となったのは昭和19年6月1日であり、同日以前までの期間については、申立人は、厚生年金保険の被保険者になることができない。また、申立期間のうち、同年6月1日から同年10月1日までの期間については、保険料の徴収が行われない厚生年金保険制度発足前の準備期間に当たる。

さらに、社会保険事務所の記録においてA社は、昭和19年10月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており（その後、昭和26年に再適用）、申立期間のうち、同年10月31日以降の期間は適用事業所ではない。

加えて、社会保険事務所の工場台帳視察簿を見ると、「19.10.31付工場認定廃止」と記載されていることから、女子労働者が厚生年金保険の加入対象となり保険料の徴収が開始された昭和19年10月1日の時点において、A社が申立人を含む女子労働者の加入手続を行ったとは考え難い。

また、A社は、申立期間当時の関係資料を保存しておらず、申立期間当時の元事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間に係る保険料控除の状況

は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年11月1日から39年5月7日まで
平成20年4月24日に昭和25年から39年にかけて勤務したA社の厚生年金保険加入期間を調べてもらうために照会申出書を提出したところ、脱退手当金が支給されているとの回答を受けた。
私は、脱退手当金をもらった記憶が無く納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約9か月後の昭和40年2月12日に支給決定されていることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和39年5月7日のおおむね前5年・後3年以内に受給要件を満たし被保険者資格を喪失した女性被保険者15人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む11人について被保険者資格の喪失日から11か月以内（うち8人が6か月以内に支給決定がされている）に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間とその後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

加えて、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 1 月 24 日から 54 年 7 月 6 日まで
② 昭和 56 年 8 月 1 日から 57 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 53 年 1 月 24 日から 54 年 7 月 6 日までの期間（申立期間①）、A社から派遣されてB国とC国で勤務した後、再度、56年8月1日から57年2月1日までの期間（申立期間②）、同社のD工場で勤務した。しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、いずれの期間も厚生年金保険に未加入とされているので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人がA社に勤務していたことは、雇用保険の記録及び同社の事業主が、「申立人は、両期間ともに当社で勤務していた」と陳述していることから認められる。

しかし、申立人は、申立期間①及び②当時の事業主による給与からの保険料控除について、「厚生年金保険料は全額会社負担であったため、給与から保険料を控除されることはなかった」と陳述しており、A社の事業主、同社の給与計算担当者及び申立人が記憶する同僚が、「厚生年金保険料を全額会社が負担することはなく、被保険者負担分の保険料は給与から控除していた。申立人については資格取得届を社会保険事務所に提出せず、そのために保険料も控除されなかったと思う」と陳述していることと符合しない。

また、申立人は、「申立期間①及び②当時、健康保険被保険者証はA社から受け取らず、同社に預けていたと思う」と陳述しており、同社の給与計算担当者が、「従業員の健康保険被保険者証を会社が預かることはなかった」と陳述していることと符合しない。

これらの状況から、A社は、申立期間①及び②当時、申立人を厚生年金保険に加入させておらず、給与から厚生年金保険料を控除しなかったものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる資料及び周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 3 月から同年 5 月までの期間
又は 62 年 3 月から同年 5 月までの期間
② 昭和 62 年 7 月から 63 年 6 月までの期間
又は 62 年秋ごろから 63 年夏ごろまでの期間
③ 昭和 63 年 6 月 16 日から平成 3 年 5 月 1 日まで

私は、以前に勤務していたH社の部長が独立したとのことで、同社の別の人から紹介を受け、昭和 61 年 3 月又は 62 年 3 月にA社に入社することになった。数か月間勤務しB業務に従事していたが、このときの厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間①）。

私は、昭和 62 年 7 月又は同年秋ごろ、C社（現在は、D社）に入社した。勤務期間はE業務を担当したが、このときの厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間②）。

私は、昭和 63 年 6 月 16 日にF社に入社した。勤務期間はG業務を担当した。厚生年金保険の資格取得日が平成 3 年 5 月 1 日であることに納得がいかない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間③）。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は社会保険庁（当時）の記録において、厚生年金保険の適用事業所とされており、同社の事業主も「会社としては社会保険及び労働保険に

加入していなかった」と陳述している。

また、A社の事業主は、「期間は明らかでないものの、申立人が数か月間在籍していたことは記憶している」と陳述しているが、申立人の勤務期間は不明である。

さらに、A社の事業主は、「申立人は正社員ではなく、売上があれば一部を会社に納める契約となっていた」と陳述している。

申立期間②について、C社の同僚の陳述から判断すると、申立人が、申立期間のうちの一定期間同社に勤務していたことが推定できる。

しかし、D社は、「中途採用者は前職での経験及び上司の推薦を除き、正社員で入社ということは考えられず、申立人は社会保険に加入していないアルバイトではないか」と陳述している。

また、同僚は、「申立人は正社員ではなく、同僚自身も健康保険証を付与されるまでに半年ぐらいかかった」と陳述している。

さらに、申立人に係る雇用保険の加入記録は無く、オンライン記録及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険整理番号に欠番は無く、一連の手續に不備があったとは考え難い。

申立期間③について、雇用保険の記録及びF社発行の在籍証明書から判断すると、申立人が昭和63年6月16日に同社に入社し、申立期間も継続して勤務していたことが認められる。

しかし、事業所が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険被扶養者異動届」を見ると、申立人の厚生年金保険資格の取得日は平成3年5月1日であることが確認できる。

また、平成元年及び2年の年末調整の明細書に記載されている社会保険料の金額は、給与支払総額から算出した厚生年金保険を含むものとしては著しく低額であり、雇用保険の保険料額とほぼ一致することから、申立人の給与からは厚生年金保険料が控除されていなかったものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③においてA社、C社及びF社の事業主により給与から保険料が控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 10 月から 35 年 4 月まで
② 昭和 35 年 4 月から 37 年 3 月まで

私は、申立期間①についてはA社（現在は、G社）F工場で、申立期間②についてはB社（現在は、G社）C事業所において、D業務に従事していた。

当時は、朝の4時ごろから23時ごろまで勤務していた。

申立期間①については、A社F工場で、申立期間②については、B社C事業所で勤務していたことに間違いはないので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が申立期間のうちの一定期間、A社F工場に勤務していたことは、申立人と同様のE職として勤務していた同僚の陳述から推定できる。

しかし、申立期間当時、A社において厚生年金保険被保険者資格を有する従業員は、「E職は一定期間のみの勤務であったと思う」と陳述しており、また、G社H部門は、「季節的業務に従事する従業員は社会保険に加入していなかったと思う」と陳述している。

さらに、A社F工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は無く、一連の手續に不備があったとは考え難い。

申立期間②について、G社及び申立期間当時の同僚の陳述から、申立人のB社における勤務の確認ができなかった。

また、申立期間当時、B社において厚生年金保険被保険者資格を有している従業員は、「D業務については、請負と季節労働の従業員が担当しており、私

は季節労働の従業員の給与計算を担当していたが、保険料は控除していなかった」と陳述しており、また、G社H部門も、「季節的業務に従事する従業員は社会保険に加入していなかったと思う」と陳述している。

さらに、B社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は無く、一連の事務手続に不備があったとは考え難い。

このほか、申立人が、申立期間①及び②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 21 日から 35 年 7 月 30 日まで
② 昭和 35 年 8 月 1 日から同年 9 月 15 日まで

私が 60 歳になり年金を受給できるようになってから、A 社及び B 社の記録が抜けていることを再三申し出ていたが、平成 21 年 8 月に受け取った照会申出書の回答によると、脱退手当金が支給されているとの回答だった。

私は、C 社 D 工場退職後に何らかの一時金を受け取った記憶は有るが、A 社及び B 社の脱退手当金を受け取った記憶が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降に勤務していた C 社 D 工場に係る被保険者期間 (62 か月) については、会社から一時金を受給したと陳述しているが、申立期間 (41 か月) に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によると、C 社 D 工場における被保険者期間と同一の被保険者記号番号で管理されている申立期間を合算した 103 か月を基礎として計算された脱退手当金が昭和 41 年 8 月 30 日に支給決定されていることが確認できる。

また、C 社 D 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」表示が記載されている上、脱退手当金を受給する場合、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであり、これにより昭和 41 年 8 月 30 日に支給決定される脱退手当金は、申立期間を含む支給日前のすべての厚生年金保険被保険者期間を基礎として計算され、一連の事務処理も申立期間を含む脱退手当金が支給されたものとなっており、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、不自然な点は無い。

さらに、申立人が記憶する C 社 D 工場から支給された一時金の金額は脱退手

当金支給額とおおむね一致し、同社は「退職後5か月経過した時期に退職金を支給することは考えられない」と陳述していることを踏まえると、同一時金は申立期間を含む脱退手当金であったと考えるのが自然である。

加えて、申立人から聴取しても申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から 42 年 5 月 1 日まで

平成 21 年 4 月 20 日現在の被保険者記録照会回答票を、A 社会保険事務所(当時)で見せてもらった時に、B 社 C 工場の昭和 37 年 4 月 1 日から 42 年 5 月 1 日までの期間が、脱退手当金支給済みであることを初めて知った。

B 社 C 工場は、結婚のため退職したが、脱退手当金が支給されたと記録されている昭和 42 年 11 月 10 日は、主人の転勤地である D 県 E 市に住んで半年以上も経っている。

脱退手当金は、全く覚えも無く受け取っていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 6 か月後の昭和 42 年 11 月 10 日に支給決定されていることが確認できる。

また、B 社 C 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(原票)に記録のある女性被保険者のうち、申立人と同一時期(おおむね 2 年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した者 25 名について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含め 10 名に支給記録が確認でき、うち 5 名が資格喪失日から約 7 か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある 3 名が事業主による代理請求で脱退手当金を受領したと陳述していることを踏まえ、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支

給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月 21 日から同年 12 月ごろまで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。同社に勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から、期間は特定できないものの、申立人が、A社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る複数の元従業員が、「入社と同時に厚生年金保険に加入しておらず、2か月から3か月の試用期間があった」と陳述しているところ、元従業員3人は、自身の記憶している入社時期より3か月から1年後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、同社では、申立期間当時、必ずしも採用後すぐには従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、前述の元従業員の一人は、「A社では厚生年金保険の加入は任意であり、本人の希望により選択できた」と陳述しているところ、同人が記憶している同僚の一人は、同社において厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

さらに、前述の被保険者名簿には、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 8 月 1 日から 30 年ごろまで

私は、昭和 28 年 6 月 1 日から 30 年ごろまで A 県 B 市にあった C 社（現在は、D 社）に勤務していたのに、29 年 8 月 1 日から 30 年ごろまでの期間が厚生年金保険被保険者期間とされていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 28 年 6 月 1 日から 30 年ごろまで C 社に勤務していたと申し立てているところ、オンライン記録において、申立人は E 社 F 工場で 28 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同社が適用事業所ではなくなった 29 年 8 月 1 日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

しかし、オンライン記録では、申立人が勤務していたと主張している C 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 30 年 5 月 1 日であり、申立期間のうち、29 年 8 月 1 日から 30 年 5 月 1 日までは適用事業所となっていない。

また、申立人が名前を挙げた同僚は、「昭和 29 年 8 月 1 日まで本社のあった E 社 F 工場は業績が思わしくなかったため、それまで G 部門であった B 区に所在していた C 社が、新社長のもとで C 社として独立した。E 社 F 工場が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年 8 月 1 日から、C 社が適用事業所となった 30 年 5 月 1 日までの期間は厚生年金保険の被保険者期間とはなっておらず、保険料の控除もされていない」と陳述している。

さらに、C 社が厚生年金保険の適用事業所となった同一日に被保険者資格を取得している従業員が 5 人確認でき、所在が判明した 3 人に文書照会を行ったが、申立人の同社における勤務実態及び保険料控除を確認することはできなかった。

加えて、D 社は、「申立期間当時の事業主は既に亡くなっている上、申立期

間当時の資料は保存されていない」と回答しており、申立人の勤務実態及び保険料控除を確認することはできなかった。

また、申立人は、E社F工場が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後の昭和29年10月31日に住民票をH県I市の実家に異動していることが確認できるところ、申立人は、C社の退職日については、「どの季節に辞めたのかも覚えていない」としており、記憶が明確でない。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険の整理番号に欠番は無く、また、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月から 33 年 10 月まで

私は、申立期間において、A市B区に所在していたC社に勤務し、D業務に従事していたのに、厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から、勤務期間は特定できないものの、申立人が申立期間においてC社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、A市B区に所在していたとするC社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同地域において類似の事業所名でも検索を行ったが該当する記録は無い。

また、管轄法務局において、C社の各種法人格による検索を行ったが、商業登記の記録は無い上、管轄労働局における同社の労災保険及び雇用保険の適用事業所としての記録も無い。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚6人うち、住所地等が判明した3人について、オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を調査したが、いずれの同僚も共通する事業所での加入記録は無く、C社が別の事業所名で適用事業所となっていたことをうかがわせる事情は確認できなかった。

加えて、当該住所地等が判明した3人に照会したところ、いずれの同僚も、「C社は厚生年金保険に加入していなかったと思う。また、給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと思う」との陳述があった。

また、C社の申立期間当時の社長は、既に亡くなっており、同社も廃業していることから、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできなかった。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 10 月 1 日から 49 年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた昭和48年10月1日から49年8月24日までの期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。同年3月に参加した同社の慰安旅行の写真を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述及び申立人が提出した慰安旅行の写真から判断すると、申立期間のうち、昭和49年3月19日には既に申立人はA社に在籍していたことが推認できる。

しかし、A社は既に解散しており、事業主も亡くなっていることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することはできない。

また、申立期間当時にA社に勤務していた複数の同僚は、「入社後しばらくの間は、厚生年金保険には加入できなかった」と陳述しており、そのうち一人は、「入社してから被保険者資格を取得するまでの間は、自分で国民健康保険に加入していた」としていることから、同社は、入社後すぐには厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を控除されていたと申し立てているところ、入社から厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでに期間があったとしている上記複数の同僚からは当該期間に保険料控除があったことを確認することはできなかった。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号

に欠番は無く、また、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月1日から同年5月1日まで
② 昭和25年6月12日から26年1月20日まで

私は、中学を卒業直後の昭和25年4月1日にA社B工場に入社した。夜間の高校に通学しながら26年1月20日まで勤務した。しかし、厚生年金保険被保険者期間が25年5月1日から同年6月12日までとされており、納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に中学校を卒業後すぐに入社したと陳述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の生年月日の記録から、中学校卒業直後、申立人と同時期に入社したと推認される同僚が22人確認でき、その中から所在の判明した同僚4人を抽出調査したところ、いずれも申立人と同じ昭和25年4月に入社していると回答していることから、入社日は特定できないものの、申立人が申立期間①において同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、上記同僚22人の厚生年金保険の加入記録を見ると、いずれも被保険者資格の取得日は申立人と同じ昭和25年5月1日となっていることから、A社では同年春の新卒者に対する厚生年金保険の加入手続については同年5月1日付けで行ったものと考えられる。

また、A社は、「申立期間当時は4月入社の場合はまとめて5月1日に加入手続をしたと思う。加入していない期間の保険料は控除していない」と回答している。

さらに、上記の所在の判明した同僚4人からは、申立人の申立期間①に係る保険料控除について確認することはできなかった。

申立期間②について、上記被保険者名簿から抽出調査した複数の同僚及び上記同僚4人から、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかった。

また、A社は、「申立期間当時の資料が無く、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除については確認できなかった」旨を回答しているほか、C健康保険組合も、「申立期間当時の記録は残っていないため、申立人の記録は確認できない」と回答している。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間①及び②について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 11 月 24 日から 32 年 5 月 25 日まで
A社B工場を昭和31年11月23日に退社し、すぐに同社C工場に入った。同社B工場には1年契約で入社し、同社C工場にも1年契約で入社したがけがのため半年で辞めた。同社B工場と同じ雇用条件で勤務したため、同社C工場でも社会保険に入っているはずである。同社C工場で勤務していた申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和31年11月23日にA社B工場を退職後、翌日から同社C工場に入社し、32年5月25日まで勤務したと申し立てているところ、同社C工場の業務内容に関する陳述はD共済会提出の資料内容と一致する。

しかし、E社は、「退職者名簿には申立人の名前が確認できず、社内に在籍記録が無い」旨回答しているほか、申立人は同僚の名前を記憶していないため、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時の同僚10人を抽出調査し、9人から回答が得られたものの、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかった。

また、F健康保険組合は「申立期間当時のデータは保存していないため、申立人の被保険者資格期間を証明することができない」旨回答している。

さらに、上記被保険者名簿において申立期間の、健康保険整理番号に欠番は無く、また、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 10 月 1 日から 35 年 5 月 11 日まで
社会保険事務所（当時）の記録では、私がA社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。
しかし、私は、脱退手当金を受給しておらず、請求したことも無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は受給しておらず、請求した記憶も無いとしている。

そこで、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、脱退手当金が支給決定される直前の昭和35年6月25日付けで脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことを示す「回答済 35. 6. 25」という表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いほか、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の同年7月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が記されているほか、同表示の下に「35. 7」との記載が確認できるところ、申立人の脱退手当金が昭和35年7月27日に支給決定されていることを踏まえると、同表示は同年7月を意味すると考えられ、脱退手当金に係る事務処理の際に記載されたとするのが相当である。

さらに、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給

できないことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかがえない上、申立人の厚生年金保険被保険台帳記号番号は、申立期間とその後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 9 月 8 日から 34 年 6 月 3 日まで

社会保険事務所(当時)の記録では、私がA社B工場に勤務した期間及びC社D事業所に勤務した期間に係る脱退手当金がそれぞれ支給済みとなっている。

しかし、私は、C社D事業所を退職した際に、同社での勤務期間に係る脱退手当金を受給したものの、同社の前に勤務したA社B工場での勤務期間に係る脱退手当金は請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は受給しておらず、請求した記憶も無いとしている。

オンライン記録によれば、申立期間に係る脱退手当金は、A社B工場での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和34年10月8日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されたページを含む計6ページに記載された女性のうち、申立人と同一時期(おおむね2年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した13人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、その全員に脱退手当金の支給記録が有り、うち11人が資格喪失後約4か月以内に支給決定されている上、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無いなど、一

連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 12 月から 45 年 12 月まで

私は、昭和 44 年 12 月から 45 年 12 月まで A 社 (現在は、B 社) に勤務し、同社から C 社 D 事業所へ派遣され、E 職として勤務していた。

しかし、社会保険事務所 (当時) の記録では、A 社に勤務した期間が厚生年金保険の未加入期間とされている。

給与明細等は所持していないが、約 8 万円の給与から 7,000 円余りの厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間における同社在籍が確認できる複数の同僚の陳述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推定できる。

しかし、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できる同僚は、「申立期間当時、同社では学生アルバイトを数人雇用しており、定時制高校の通学生もアルバイトとして雇用していた」旨陳述しており、別の同僚は、「私は、申立人のことは覚えていないが、申立人が C 社 D 事業所において働いていたというのであれば、同事業所にいたチーフの下で働いていたと思われるので、当時の申立人の年齢から判断すると技術力が必要な業務はできなかったと思うので、同氏のお手伝いとしてアルバイトで雇用されていたものと考えられる」旨陳述している。

また、申立期間当時に A 社において社会保険事務及び経理を担当していた同僚は、「申立人のことは覚えておらず、正社員であれば、社会保険の加入手続を行っていたはずであるが、定時制高校の通学生の正社員がいた記憶も無い。

また、定時制高校の通学生を含めた学生アルバイトについては、会社の方から社会保険に加入させるよう指示されたことはないので、厚生年金保険に加入していなかったと思う」旨陳述している上、B社は、「申立期間当時の関係書類は廃棄済みであり、申立人の厚生年金保険料の控除の状況は不明である」旨回答している。

さらに、申立人は、申立期間に約8万円の給与から厚生年金保険料として7,000円余りを控除されていたと申し立てているが、申立人が主張する保険料控除額は、標準報酬月額8万円を基に算出した当時の厚生年金保険料相当額の被保険者本人負担相当額とは符合しない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間における健康保険の整理番号の欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然さは見られない上、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 1 日から 30 年 4 月 1 日まで
② 昭和 30 年 11 月 1 日から 32 年 4 月 1 日まで

高校を卒業後すぐにA社(B社内)で約3年間勤務したのに、厚生年金保険被保険者記録では、途中の7か月間しか加入記録が無いことに納得できない。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、同僚の証言から、申立人はB社で勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は、昭和31年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主の連絡先は不明で、同社を承継するC社も、「当時の記録は残っていない」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、申立人以外に被保険者記録が8人確認でき、住所が判明した2人に文書照会したところ、回答のあった1人の同僚については、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の記録から、申立事業所であるB社(被保険者記録は、昭和30年4月1日から同年11月1日まで)より以前に、D社(被保険者記録は、昭和26年9月1日から27年4月15日まで)及びE社(被保険者記録は、昭和27年10月1日から29年5月8日まで)で被保険者記録が確認できるが、それぞれの被保険者期間の間に空白期間(6か月及び11か月)が認められる。これについて当該同僚は、「所属組織は替わっても、机の場所は同じで移動しなかった。途中で辞めた訳ではなく、続けて勤務していた。空白期間があるのは、各組織の社会保険事務

をすべて担当していた人が、手続を遅れて行ったことがあったためだと思う」と陳述している。

さらに、B社で、申立人より早い時期に厚生年金保険被保険者記録（昭和25年1月1日から26年4月10日まで）が確認できる従業員の厚生年金保険被保険者記録を見ると、D社で厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、約6か月後の昭和27年10月1日にE社で厚生年金保険被保険者資格を取得しており、上記の同僚と同様に空白期間が確認できる。

申立期間②については、同僚の証言から、申立人は申立期間の一部についてB社で勤務していたことが推認できる。

しかし、上記のとおりB社は、昭和31年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同日以降は適用事業所ではない。

また、当時の事業主の連絡先は不明で、B社を承継するC社も、「当時の記録は残っていない」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶は無く、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 7 月 1 日から 55 年 12 月 1 日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際にもらっていた給与と比較して大幅に違っている。給与明細書は残していないが、手取りで 25 万円ぐらいあったと記憶している。調査の上、申立期間の標準報酬月額を実際の給与に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁(当時)のA社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際にもらっていた給与と比較して大幅に違っていると申し立てている。

しかし、申立人は、申立期間に係る給与明細書等の資料を保管しておらず、また、A社は、当時の賃金台帳等の資料を保有していないことから、申立人の申立期間における報酬額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、申立人と同じ職種であったとする同僚から提出された昭和 54 年 7 月から 55 年 11 月までの出勤表及び給与明細書(昭和 54 年 10 月及び同年 11 月を除く)によると、同氏の各月総支給額は、最低月 14 万 7,650 円(昭和 54 年 7 月)から最高月 16 万 7,036 円(昭和 55 年 3 月)までであり、厚生年金保険料の控除額から算定できる標準報酬月額はオンライン記録と一致している。

さらに、申立期間当時に申立人が所属していたA社B支店の当時の責任者は、「申立人は、C職であった。社員に 25 万円の給与を支払うためには、会社は設備オーナーと 50 万円で契約しなければならないが、一部残されている当時の見積書を見ても、50 万円で契約してくれるところはなかった」と陳述している。

このほか、申立人が申立期間においてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社の労働者名簿を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が平成8年に申立人に発行した労働者名簿には、申立人の同社における雇入れ年月日が昭和34年10月1日、退職年月日が同年11月1日と記載されていることから、申立期間に申立人が同社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社の現在の専務取締役は、「申立期間は、試用期間であり、厚生年金保険料を控除していない」と回答している。

また、退職日である昭和34年11月1日は日曜日であるところ、申立人は、「昭和34年10月31日の土曜日までA社に勤務した。いつ、事業主に退職の意志を伝えたかは覚えていないが、円満退職だった。今日言って今日辞めるといった辞め方はしていない」と陳述しており、事業主は、申立人が同年10月に入社してから厚生年金保険被保険者資格の取得手続を行うまでの間に、申立人から退職の意志を伝えられたため、申立人の給与から厚生年金保険料を控除しなかったことが推測される。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の前後に健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿に不自然な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 7 月 1 日から 34 年 7 月 31 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、昭和 33 年 7 月 1 日から 34 年 7 月 31 日まで A 市 B 区にある C 社に勤務した期間の年金記録が無いとの回答をもらった。私より後に勤務した同僚に記録があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚証言及び C 社におけるハイキング時の写真により、時期を特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、C 社は、「当社で勤務した従業員で、健康保険番号を有するすべての氏名は確認できるが、申立人の氏名は無い。当時の記録は残されておらず、保険料控除等について確認できない。当社に勤務した従業員でも、過去に社会保険に加入していなかった方もいたと思われる」と回答している。

また、昭和 34 年 5 月 1 日から同年 8 月 31 日まで C 社で厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚は、「明確な記憶は無いが、記録がある昭和 34 年 5 月の数か月から 1 年近く前には勤務していた。なかなか社会保険に加入してもらえなかったように思う」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。